

○ 新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改正後			改正前		
<p>第5 関係機関との連携</p> <p>本事業の実施に当たって、都道府県、市町村、農業経営・就農支援センター（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第11条の11に規定する農業経営・就農支援センターをいう。）、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。）、農業協同組合、農業委員会、都道府県普及指導センター、地域農業再生協議会等の関係機関は互いに密接に連携し、特に、支援の対象となった就農者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、丁寧にフォローするものとする。</p>			<p>第5 関係機関との連携</p> <p>本事業の実施に当たって、都道府県、市町村、農業経営・就農支援センター（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。<u>以下「基盤強化法」という。</u>）第11条の11に規定する農業経営・就農支援センターをいう。<u>以下同じ。</u>）、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。<u>以下同じ。</u>）、農業協同組合、農業委員会、都道府県普及指導センター、地域農業再生協議会等の関係機関は互いに密接に連携し、特に、支援の対象となった就農者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、丁寧にフォローするものとする。</p>		
<p>第6 その他</p> <p>本事業の具体的実施に関し、本要綱の解釈等について確認する必要がある場合は、<u>国</u>に対して、文書で照会し、文書で回答を求めることができる。</p>			<p>第6 その他</p> <p>本事業の具体的実施に関し、本要綱の解釈等について確認する必要がある場合は、<u>農林水産省経営局就農・女性課</u>に対して、文書で照会し、文書で回答を求めることができる。</p>		
別表			別表		
事業内容	事業実施主体	補助率	事業内容	事業実施主体	補助率
1～3 (略)	(略)	(略)	1～3 (略)	(略)	(略)
4 農業の魅力発信支援事業（別記4） 職業としての農業の魅力を伝える	(略)	(略)	4 農業の魅力発信支援事業（別記4） 職業としての農業の魅力を伝える	(略)	(略)

<p>ことで、大学農学部^の学生等^の若者の就農意欲を喚起する取組を支援するとともに官民横断のプラットフォームを結成し、新規就農者の誘致に向けた新たな仕組みを整備することで、新規就農者の育成・確保をさらに推進する事業</p>			<p>ことで、大学農学部^の学生等^の若者の就農意欲を喚起する取組を支援する事業</p>		
--	--	--	--	--	--

改正後	改正前
<p>(別記1)</p> <p>第3 事業の仕組み</p> <p>1 国は、<u>全国農業委員会ネットワーク機構</u>（<u>農業委員会等に関する法律</u>（昭和26年法律第88号）第42条第1項の規定による<u>農林水産大臣の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構</u>をいう。以下同じ。））に対して、補助金を交付する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 都道府県は、本事業に要する経費を<u>農業経営・就農支援センター</u>（<u>農業経営基盤強化促進法</u>（昭和55年法律第65号）第11条の11に規定する<u>農業経営・就農支援センター</u>をいう。以下同じ。））又は市町村に補助する。</p> <p>第5 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) 就農準備支援資金の交付対象者は、アから<u>コ</u>までの全て又は<u>セ</u>の要件を満たす者とする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 第6の1の(1)の研修計画（別紙様式第1号）が次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>(ア) 新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及び<u>農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業</u>（研修農場の整備）における研修機関</p>	<p>(別記1)</p> <p>第3 事業の仕組み</p> <p>1 国は、全国農業委員会ネットワーク機構に対して、補助金を交付する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 都道府県は、本事業に要する経費を農業経営・就農支援センター又は市町村に補助する。</p> <p>第5 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) 就農準備支援資金の交付対象者は、アから<u>ク</u>までの全て又は<u>ケ</u>の要件を満たす者とする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 第6の1の(1)の研修計画（別紙様式第1号）が次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>(ア) 新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及び<u>サポート体制構築事業</u>（研修農場の整備）における研修機関等の認定基準について（令和4</p>

等の認定基準について（令和7年3月31日付け6経営第3260号農林水産省経営局就農・女性課長通知）に基づき、就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等（以下「認定研修機関」という。）であると都道府県又は農業経営・就農支援センター（全国型教育機関の場合は全国農業委員会ネットワーク機構）が認め、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）の別記5の第3の2の（1）のオの新規就農支援ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）に公表された研修機関等で研修を受けること。

（イ）～（エ）（略）

ウ～オ（略）

カ 研修終了後に独立・自営就農する予定の場合には、就農後（オの親元就農後5年以内に独立・自営就農する場合にあっては、経営開始後）5年以内に農業経営改善計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第12条第1項に規定する農業経営改善計画をいう。以下同じ。）又は青年等就農計画（基盤強化法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画をいう。以下同じ。）の認定を受けること。

キ 研修終了後に雇用就農（農業法人等で常勤することをいう。以下同じ。）する予定の場合には、研修終了後1年以内に正社員として期間の定めのない雇用契約を締結する、又は通算5年以上の雇用契約を締結すること。ただし、交付対象者が独立することを前提として雇用就農を行う場合

年3月29日付け3経営第3218号就農・女性課長通知。以下「研修機関等認定基準」という。）に基づき、就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等（以下「認定研修機関」という。）であると都道府県又は農業経営・就農支援センター（全国型教育機関の場合は全国農業委員会ネットワーク機構）が認め、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）の別記6の第3の2の（1）のオの新規就農支援ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）に公表された研修機関等で研修を受けること。

（イ）～（エ）（略）

ウ～オ（略）

カ 研修終了後に独立・自営就農する予定の場合には、就農後（オの親元就農後5年以内に独立・自営就農する場合にあっては、経営開始後）5年以内に農業経営改善計画（基盤強化法第12条第1項に規定する農業経営改善計画をいう。以下同じ。）又は青年等就農計画（基盤強化法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画をいう。以下同じ。）の認定を受けること。

（新設）

は、就農後5年以内に独立・自営就農する、又は法人の共同経営者となること。

ク・ケ (略)

コ 交付対象者は、原則として交付期間内に、農業経営人材育成研修プログラム（農林水産省が経営発展・就農促進委託事業により作成した研修プログラムをいう。以下同じ。）の初級コースなど、農業経営力の向上に資する研修を受講し、修了すること。

サ (略)

(2)・(3) (略)

(4) 次に掲げる事項に該当する場合は交付対象者は就農準備支援資金の一部又は全部を返還しなければならない。ただし、病気、災害等のやむを得ない事情があると交付主体が認めた場合（イのケに該当する場合は除く。）はこの限りでない。

ア (略)

イ (略)

(ア) (略)

(イ) 研修終了後（研修中止後及び第6の1の(7)のアの継続研修終了後を含む。以下同じ。）1年以内に、原則50歳未満で、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農しなかった場合。ただし、第6の1の(7)のウによる手続を行い、研修終了から原則2年以内に独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合を除く。

(ウ)～(オ) (略)

キ・ク (略)

(新設)

ケ (略)

(2)・(3) (略)

(4) 次に掲げる事項に該当する場合は交付対象者は就農準備支援資金の一部又は全部を返還しなければならない。ただし、病気、災害等のやむを得ない事情があると交付主体が認めた場合（イのクに該当する場合は除く。）はこの限りでない。

ア (略)

イ (略)

(ア) (略)

(イ) 研修終了後（研修中止後及び第6の1の(7)のアの継続研修終了後を含む。以下同じ。）1年以内に、原則50歳未満で、独立・自営就農、雇用就農（農業法人等で常勤することをいう。以下同じ。）又は親元就農しなかった場合。ただし、第6の1の(7)のウによる手続を行い、研修終了から原則2年以内に独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合を除く。

(ウ)～(オ) (略)

(カ) 雇用就農をした者が、(1)のキの要件を満たさなかった場合

(キ) 交付期間（第7の1の(13)のアの承認を受けた者は、本事業と就農準備資金・経営開始資金のうち就農準備資金との合計の交付期間）の1.5倍（(2)のなお書きにより海外研修を実施した者については5年間。以下同じ。）若しくは2年間のいずれか長い期間就農を継続しない場合又はその間の農業の従事日数が一定（例：年間150日かつ年間1,200時間）未満である場合。ただし、第6の1の(7)のオによる手続きを行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農を再開し、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付期間（第7の1の(13)のアの承認を受けた者は、本事業と就農準備資金・経営開始資金のうち就農準備資金との合計の交付期間）の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以上である場合を除く。

(ク)・(ケ)（略）

2 （略）

(1) 経営開始支援資金の交付対象者は、アからスまでの全て又はセの要件を満たす者とする。

ア （略）

イ （略）

(ア) 農地の所有権又は利用権（農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同項各号に掲げる場合に該当するもの、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令

（新設）

(カ) 交付期間（第7の1の(13)のアの承認を受けた者は、本事業と就農準備資金・経営開始資金のうち就農準備資金との合計の交付期間）の1.5倍（(2)のなお書きにより海外研修を実施した者については5年間。以下同じ。）又は2年間のいずれか長い期間就農を継続しない場合又はその間の農業の従事日数が一定（例：年間150日かつ年間1,200時間）未満である場合。ただし、第6の1の(7)のオによる手続きを行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農を再開し、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付期間（第7の1の(13)のアの承認を受けた者は、本事業と就農準備資金・経営開始資金のうち就農準備資金との合計の交付期間）の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以上である場合を除く。

(キ)・(ク)（略）

2 （略）

(1) 経営開始支援資金の交付対象者は、アからシまでの全て又はスの要件を満たす者とする。

ア （略）

イ （略）

(ア) 農地の所有権又は利用権（農地法（昭和27年法律第229号。以下「農地法」という。）第3条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当するもの、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法

和4年法律第56号。以下「令和4年改正法」という。)附則第5条第1項の規定に基づく公告があったもの、令和4年改正法附則第9条第2項の規定に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第7項の規定に基づく公告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律(平成30年法律第68号)第4条第1項の規定に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。)を交付対象者が有していること。

(イ)～(オ) (略)

ウ・エ (略)

オ 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、経営の多角化、新技術の導入等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者(土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。以下同じ。)と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であると市町村長に認められること。交付主体は当該経営が新規参入者と同等の経営リスクを負っていると市町村長が認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示すること。なお、一戸一法人(原則として、世帯員のみで構成される法人をいう。)以外の農業法人を継承する場合は交付の対象外とする。

カ 地域計画(基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画をいう。)のうち目標地図(同条第3項の地図をいう。以下同じ)に位置付けられている、若しくは位置付けられる

律(令和4年法律第56号。以下「令和4年改正法」という。)附則第5条に基づく公告があったもの、令和4年改正法附則第9条に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく公告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。)を交付対象者が有していること。

(イ)～(オ) (略)

ウ・エ (略)

オ 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、経営の多角化、新技術の導入等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者(土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。)と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であると市町村長に認められること。交付主体は当該経営が新規参入者と同等の経営リスクを負っていると市町村長が認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示すること。なお、一戸一法人(原則として、世帯員のみで構成される法人をいう。)以外の農業法人を継承する場合は交付の対象外とする。

カ 地域計画(基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画をいう。)のうち目標地図(同条第3項の地図をいう。以下同じ)に位置づけられている、若しくは位置づけら

ことが确实と見込まれること、又は農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）から農地を借り受けていること（以下「目標地図に位置付けられた者等」という。）。ただし、交付対象者が東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村をいう。）若しくは令和6年能登半島地震の被災市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限る。）又は市街化区域において営農する場合は、この限りでない。

キ（略）

（ア）（略）

（イ）雇用就農資金等実施要綱（令和7年3月31日付け6経営第2412号農林水産事務次官依命通知）の別記1雇用就農資金（以下「雇用就農資金」という。）、農業人材力強化総合支援事業実施要綱の別記2農の雇用事業（以下「農の雇用事業」という。）、新規就農者確保加速化対策実施要綱の別記2就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業（以下「就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業」という。）、新規就農者確保緊急対策実施要綱の別記2雇用就農者実践研修支援事業（以下「雇用就農者実践研修支援事業」という。）、雇用就農緊急対策実施要綱（令和6年12月25日付け6経営第

れることが确实と見込まれること、人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営大494号農林水産省経営局長通知。以下「人・農地プラン進め方通知」という。）の2の（1）の実質化された人・農地プラン、同通知の3により実質化された人・農地プランとみなすことができると判断できる既存の人・農地プラン及び同通知の4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等（以下「人・農地プラン」という。）に中心となる経営体として位置づけられ、又は位置づけられることが确实と見込まれること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること（以下「目標地図に位置づけられた者等」という。）。

キ（略）

（ア）（略）

（イ）新規就農者育成総合対策実施要綱の別記3雇用就農資金（以下「雇用就農資金」という。）、農業人材力強化総合支援事業実施要綱の別記2農の雇用事業（以下「農の雇用事業」という。）、新規就農者確保加速化対策実施要綱の別記2就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業（以下「就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業」という。）、新規就農者確保緊急対策実施要綱の別記2雇用就農者実践研修支援事業（以下「雇用就農者実践研修支援事業」という。）、雇用就農緊急対策実施要綱（令和6年12月25日付け6経営第1765号農林水産事務次官依命通知）の別記2雇用就農緊急支

1765号農林水産事務次官依命通知)の別記4雇用就農緊急支援資金(以下「雇用就農緊急支援資金」という。)による助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

(ウ) (略)

(エ) 新規就農者育成総合対策実施要綱の別記1経営発展支援事業のうち通常枠、新規就農者確保緊急対策実施要綱の別記6初期投資促進事業(以下「令和4年度補正初期投資促進事業」という。)又は別記2の第2のⅡ初期投資促進タイプについて、補助対象事業費の上限額である1,000万円(夫婦で共同経営する場合は夫婦で1,500万円)の助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

(オ) 新規就農者育成総合対策実施要綱の別記1経営発展支援事業のうち地域計画早期実現支援枠、又は別記2の第2のⅠ世代交代円滑化タイプによる助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

ク～サ (略)

シ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。)に基づく環境負荷低減に取り組む意思があること。

ス 交付対象者は、原則として交付期間内に、農業経営人材育成研修プログラムの中級コースなど、農業経営力の向上に資する研修を受講し、修了すること。

セ (略)

援資金(以下「雇用就農緊急支援資金」という。)による助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

(ウ) (略)

(エ) 新規就農者育成総合対策実施要綱の別記1経営発展支援事業(以下「経営発展支援事業」という。)、新規就農者確保緊急対策実施要綱の別記6初期投資促進事業(以下「令和4年度補正初期投資促進事業」という。)又は別記2の第2のⅡ初期投資促進タイプについて、補助対象事業費の上限額である1,000万円(夫婦で共同経営する場合は夫婦で1,500万円)の助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

(オ) 別記2の第2のⅠ世代交代円滑化タイプによる助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

ク～サ (略)

シ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)に基づく環境負荷低減に取り組む意思があること。

(新設)

ス (略)

(2) (略)

ア (略)

イ 夫婦で農業経営を開始し、以下の要件を満たす場合は、交付期間1月につき夫婦合わせて、(2)のアの額に1.5を乗じて得た額(1円未満は切捨て)を交付する。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 夫婦共に目標地図に位置付けられた者等となること。

ウ 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者(当該農業法人及び青年就農者それぞれが目標地図に位置付けられた者等に限る。)に交付期間1月につきそれぞれ(2)のアの額を交付する。

なお、経営開始後3年以上経過している農業者(当該農業者が農業次世代人材投資事業、経営開始資金・就農準備資金又は(2)のアの交付を受けている場合は、その3年度目を超えている農業者)が法人の役員に1名でも存在する場合は、当該法人の他の役員も交付の対象外とする。

(3)・(4) (略)

第6 (略)

1 (略)

(1)～(6) (略)

(7) (略)

ア～エ (略)

オ 就農中断報告

準備支援資金交付対象者は、研修終了後の就農継続期間

(2) (略)

ア (略)

イ 夫婦で農業経営を開始し、以下の要件を満たす場合は、交付期間1月につき夫婦合わせて、(2)のアの額に1.5を乗じて得た額(1円未満は切捨て)を交付する。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 夫婦共に目標地図に位置づけられた者等となること。

ウ 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者(当該農業法人及び青年就農者それぞれが目標地図に位置づけられた者等に限る。)に交付期間1月につきそれぞれ(2)のアの額を交付する。

なお、経営開始後3年以上経過している農業者(当該農業者が農業次世代人材投資事業、経営開始資金・就農準備資金又は(2)のアの交付を受けている場合は、その3年度目を超えている農業者)が法人の役員に1名でも存在する場合は、当該法人の他の役員も交付の対象外とする。

(3)・(4) (略)

第6 (略)

1 (略)

(1)～(6) (略)

(7) (略)

ア～エ (略)

オ 就農中断報告

準備支援資金交付対象者は、研修終了後の就農継続期間

中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内~~に~~に交付主体に就農中断届（別紙様式第15号）を提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（別紙様式第16号）を提出する。

カ （略）

(8)・(9) （略）

(10) （略）

ア 第5の1の(1)のサに該当する者は、研修実施申請書（別紙様式第28号）を作成し、交付主体に提出する。

イ （略）

2 （略）

(1)～(5) （略）

(6) （略）

ア 就農状況報告

開始支援資金交付対象者は、交付期間中、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況報告（別紙様式第9号）を交付主体に提出する。

また、交付期間終了後5年間（ウの手続を行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いて5年間とする。以下同じ。）、毎年7月末及び1月末までにその直近6か月の作業日誌（別紙様式第9-1号-1）を交付主体に提出する。

さらに、交付対象者は、毎年1回、就農状況報告の際（原則、毎年1月末までの報告時）に、別紙様式第9号別添7の環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組

中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内~~に~~までに交付主体に就農中断届（別紙様式第15号）を提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（別紙様式第16号）を提出する。

カ （略）

(8)・(9) （略）

(10) （略）

ア 第5の1の(1)のケに該当する者は、研修実施申請書（別紙様式第28号）を作成し、交付主体に提出する。

イ （略）

2 （略）

(1)～(5) （略）

(6) （略）

ア 就農状況報告

開始支援資金交付対象者は、交付期間中、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況報告（別紙様式第9号）を交付主体に提出する。

また、交付期間終了後5年間（ウの手続を行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いて5年間とする。以下同じ。）、毎年7月末及び1月末までにその直近6か月の作業日誌（別紙様式第9-1号-1）を交付主体に提出する。

さらに、交付対象者は、毎年1回、就農状況報告の際（原則、毎年1月末までの報告時）に、別紙様式第9号別添7の環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組

について、前回のチェックシートの提出以降に実施した旨をチェックした上で、取組主体に提出する。なお、環境負荷低減のチェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組を実施したかどうか確認を行うこととする。

イ (略)

ウ 就農中断報告

開始支援資金交付対象者は、交付終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内に交付主体に就農中断届(別紙様式第15号)を提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届(別紙様式第16号)を提出する。

エ (略)

(7) (略)

(8) (略)

ア 当該交付対象者が位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれている目標地図の策定市町村が申請の窓口となり、交付することを基本とする。

イ 目標地図の策定市町村と開始支援資金交付対象者の居住市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から交付することができる。

(9) (略)

ア 第5の2の(1)のセに該当する者は、営農実施申請書(別紙様式第29号)を作成し、交付主体に提出する。

について、前回のチェックシートの提出以降に実施した旨をチェックした上で、当該チェックシートを取組主体に提出する。

イ (略)

ウ 就農中断報告

開始支援資金交付対象者は、交付終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内までに交付主体に就農中断届(別紙様式第15号)を提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届(別紙様式第16号)を提出する。

エ (略)

(7) (略)

(8) (略)

ア 当該交付対象者が位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれている目標地図又は人・農地プランの策定市町村が申請の窓口となり、交付することを基本とする。

イ 目標地図又は人・農地プランの策定市町村と開始支援資金交付対象者の居住市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から交付することができる。

(9) (略)

ア 第5の2の(1)のスに該当する者は、営農実施申請書(別紙様式第29号)を作成し、交付主体に提出する。

- イ (略)
- 第7 (略)
- 1 (略)
- (1) ~ (5) (略)
- (6) (略)
- ア (略)

(ア) 経営開始資金交付対象者又は開始支援資金交付対象者

2の(5)のアによる確認結果について、3の(2)のデータベースに照会する。ただし、交付主体が市町村であって、交付対象者が、研修終了後に同市町村から就農準備資金・経営開始資金の第2の2の経営開始資金の交付を受ける場合は、同第7の2の(5)のアに基づく就農状況報告の確認、第2の2の経営開始支援資金の交付を受ける場合は、2の(5)のアに基づく就農状況報告の確認をもって本事業の就農状況の確認に代えるものとする。

(イ) (略)

(ウ) 経営発展支援事業対象者又は世代交代・初期投資促進事業対象者

2の(5)のアによる確認結果について、3の(2)のデータベースに照会する。ただし、交付主体が市町村であって、交付対象者が、研修終了後に同市町村から経営発展支援事業の補助を受ける場合は、同第6の5の(1)に基づく就農状況報告の確認、別記2世代交代・初期投資促進事業の補助を受ける場合は、同第

- イ (略)
- 第7 (略)
- 1 (略)
- (1) ~ (5) (略)
- (6) (略)
- ア (略)

(ア) 経営開始資金交付対象者又は開始支援資金交付対象者

2の(5)のアによる確認結果について、3の(2)のデータベースに照会する。ただし、交付主体が市町村であって、交付対象者が、研修終了後に同市町村から就農準備資金・経営開始資金の第2の2の経営開始資金の交付を受ける場合は、同第7の2の(5)のアに基づく就農状況報告の確認、第2の2の経営開始支援資金の交付を受ける場合は、2の(5)のアをもって本事業の就農状況の確認に代えるものとする。

(イ) (略)

(新設)

6の5の(1)に基づく就農状況報告の確認をもって
本事業の就農状況の確認に代えるものとする。

(エ) (ア)、(イ) 又は (ウ) 以外の者

2の(5)のアに準じて確認する。

イ～エ (略)

(7)～(13) (略)

2 (略)

(1)～(8) (略)

(9) (略)

ア 当該交付対象者が位置付けられ、又は位置付けられること
が確実と見込まれている目標地図の策定市町村が申請の
窓口となり、交付することを基本とする。

イ 目標地図の策定市町村と開始支援資金交付対象者の居
住市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住す
る市町村から交付することができる。

(10)～(14) (略)

3 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 交付対象者が就農準備支援資金の交付を受けた都道府県
と異なる都道府県で就農した場合及び全国農業委員会ネッ
トワーク機構が資金を交付した者が就農した場合は、就農
地の都道府県は就農状況の確認に協力するものとする。

(5) 交付主体等は、雇用就農緊急支援資金及び雇用就農資金
の第6の10の照会があった場合、準備支援資金交付対象者
又は開始支援資金交付対象者の就農状況に関する情報を提

(ウ) (ア) 又は (イ) 以外の者

2の(5)のアに準じて確認する。

イ～エ (略)

(7)～(13) (略)

2 (略)

(1)～(8) (略)

(9) (略)

ア 当該交付対象者が位置づけられ、又は位置づけられること
が確実と見込まれている目標地図又は人・農地プランの
策定市町村が申請の窓口となり、交付することを基本とす
る。

イ 目標地図又は人・農地プラン策定市町村と開始支援資
金交付対象者の居住市町村が異なる場合は、両市町村で
調整の上、居住する市町村から交付することができる。

(10)～(14) (略)

3 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 交付対象者が就農準備支援資金の交付を受けた都道府県
と異なる都道府県で就農した場合及び全国農業委員会ネッ
トワーク機構が資金を交付した者が就農した場合は、就農
地の都道府県は就農状況の確認に協力する。

(5) 交付主体等は、雇用就農緊急支援資金及び雇用就農資金
の第6の10の照会があった場合、準備支援資金交付対象者
又は開始支援資金交付対象者の就農状況に関する情報を提

供するものとする。

(6) (略)

第8 (略)

1 事業実施に係る内規の作成

全国農業委員会ネットワーク機構は、資金の管理、個人情報
の取扱い等について定めた事業実施に関する内規を作成することとし、
内規を作成又は変更した時は、農林水産省経営局長（以下「経営局長」
という。）の承認を得る。

2～5 (略)

別紙様式第1号

研修計画

(略)

1 (略)

2 就農時に係る計画

(略)		(略)	(略)
(略)	<input type="checkbox"/> <u>独立・自営就農</u> (略) <input type="checkbox"/> 雇用就農 (<input type="checkbox"/> <u>正社員として期間の定めのない雇用契約を締結</u> <input type="checkbox"/> <u>通算5年以上の有期雇用契約を締結</u> <input type="checkbox"/> <u>研修終了後5年以内に独立・自営就農</u> <input type="checkbox"/> <u>研修終了後5年以内に法人の共同経営者</u>) <input type="checkbox"/> (略)		
(略)	(略)	(略)	(略)

供する。

(6) (略)

第8 (略)

1 事業実施に係る内規の作成

全国農業委員会ネットワーク機構は、資金の管理、個人情報
の取扱い等について定めた事業実施に関する内規を作成することとし、
内規を作成又は変更した時は、経営局長
の承認を得る。

2～5 (略)

別紙様式第1号

研修計画

(略)

1 (略)

2 就農時に係る計画

(略)		(略)	(略)
(略)	(新設) (略) <input type="checkbox"/> 雇用就農 (新設) <input type="checkbox"/> (略)		
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)
-----	-----

※1～5 (略)

3～6 (略)

添付書類 (略)

別紙様式第2号

経営開始支援資金申請追加資料

(略)

1・2 (略)

3 「目標地図」への位置付け等

(略)

4～7 (略)

添付書類

別添1～9 (略)

別添10：環境負荷低減のチェックシート

* 1・2 (略)

別添10

環境負荷低減のチェックシート (農業経営体向け)

氏名： _____

	申請時 (しました)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)		申請時 (しました)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
①	<input type="checkbox"/>	肥料の適正な保管	<input type="checkbox"/>	②	<input type="checkbox"/>	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>
②	<input type="checkbox"/>	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>		申請時 (しました)	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)

(略)	(略)
-----	-----

※1～5 (略)

3～6 (略)

添付書類 (略)

別紙様式第2号

経営開始支援資金申請追加資料

(略)

1・2 (略)

3 「目標地図又は人・農地プラン」への位置付け等

(略)

4～7 (略)

添付書類

別添1～9 (略)

(新設)

* 1・2 (略)

(新設)

③	<input type="checkbox"/>	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	<input type="checkbox"/>	⑬	<input type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
④	<input type="checkbox"/>	有機物の適正な施用による土づくりを検討	<input type="checkbox"/>		申請時(しました)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時(しました)
	申請時(しました)	(2) 適正な防除	報告時(しました)	⑭	<input type="checkbox"/>	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める(再掲)	<input type="checkbox"/>
⑤	<input type="checkbox"/>	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	<input type="checkbox"/>	⑮	<input type="checkbox"/>	多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除を検討(再掲)	<input type="checkbox"/>
⑥	<input type="checkbox"/>	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める	<input type="checkbox"/>		申請時(しました)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時(しました)
⑦	<input type="checkbox"/>	多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除を検討	<input type="checkbox"/>	⑯	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑧	<input type="checkbox"/>	農薬の適正な使用・保管	<input type="checkbox"/>	⑰	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
⑨	<input type="checkbox"/>	農薬の使用状況等の記録・保存	<input type="checkbox"/>	⑱	<input type="checkbox"/>	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	<input type="checkbox"/>
	申請時(しました)	(3) エネルギーの節減	報告時(しました)	⑲	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>
⑩	<input type="checkbox"/>	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>				
⑪	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>				

<報告内容の確認と個人情報取り扱いについて>

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
 - ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。
- 上記について確認しました→

環境負荷低減に向けた取組の趣旨

事業実施主体は、みどりの食料システム法第15条の規定に基づく基本方針等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、最低限行うべき環境負荷低減の取組について定めた環境負荷低減のチ

チェックシートに記載の各取組を実施することとする。

本事業においては、事業申請時にみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就農状況報告時に取組状況を報告することとする。

なお、環境負荷低減のチェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

「関係法令の遵守」については、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

(1) 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等

(2) 適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等

(3) エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

(4) 悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

- ・ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
 - ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
 - ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
 - ・ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等
- （6）生物多様性への悪影響の防止
- ・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
 - ・ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
 - ・ 湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
 - ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
 - ・ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
 - ・ 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
 - ・ 漁業法（昭和24年法律第267号）
 - ・ 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
 - ・ 持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等
- （7）環境関係法令の遵守等
- ・ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
 - ・ 環境影響評価法（平成9年法律第81号）
 - ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）

- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
- ・森林法（昭和26年法律第249号）等

別添10

環境負荷低減のチェックシート（畜産経営体向け）

氏名： _____

(新設)

申請時 (しました)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)	申請時 (しました)	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
① <input type="checkbox"/>	※飼料生産を行う場合（該当しない口） 肥料の適正な保管	<input type="checkbox"/>	⑨ <input type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
② <input type="checkbox"/>	※飼料生産を行う場合（該当しない口） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>	申請時 (しました)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
申請時 (しました)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)	⑩ <input type="checkbox"/>	※特定事業場である場合（該当しない口） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	<input type="checkbox"/>
③ <input type="checkbox"/>	※飼料生産を行う場合（該当しない口） 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	<input type="checkbox"/>	申請時 (しました)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
④ <input type="checkbox"/>	※飼料生産を行う場合（該当しない口） 農薬の適正な使用・保管	<input type="checkbox"/>	⑪ <input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑤ <input type="checkbox"/>	※飼料生産を行う場合（該当しない口） 農薬の使用状況等の記録・保管	<input type="checkbox"/>	⑫ <input type="checkbox"/>	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
申請時 (しました)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)	⑬ <input type="checkbox"/>	GAP・HACCPについて可能な取組から実践	<input type="checkbox"/>
⑥ <input type="checkbox"/>	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネ	<input type="checkbox"/>	⑭ <input type="checkbox"/>	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している	<input type="checkbox"/>

		ルギー消費をしないように努める					
	<input type="checkbox"/>	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時(しました)	⑮	<input type="checkbox"/>	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑦	<input type="checkbox"/>	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>	⑯	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>
⑧	<input type="checkbox"/>	※飼養頭数が一定規模以上の場合(該当しない) 家畜排せつ物の管理基準の遵守	<input type="checkbox"/>	⑰	<input type="checkbox"/>	※和牛生産を行っている場合(該当しない) 家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律の遵守	<input type="checkbox"/>

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。
この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について確認しました→

環境負荷低減に向けた取組の趣旨

事業実施主体は、みどりの食料システム法第15条の規定に基づく基本方針等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、最低限行うべき環境負荷低減の取組について定めた環境負荷低減のチェックシートに記載の各取組を実施することとする。

本事業においては、事業申請時にみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就農状況報告時に取組状況を報告することとする。

なお、環境負荷低減のチェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

「関係法令の遵守」については、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

(1) 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等

(2) 適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等

(3) エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

(4) 悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等

(6) 生物多様性への悪影響の防止

- ・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・ 湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- ・ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- ・ 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
- ・ 漁業法（昭和24年法律第267号）
- ・ 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- ・ 持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等
- （7） 環境関係法令の遵守等
- ・ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・ 環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ・ 土地改良法（昭和24年法律第195号）
- ・ 森林法（昭和26年法律第249号）等

別紙様式第4-1号

研修状況報告書（教育機関用）

（略）

1 （略）

2 農業経営力の向上に資する研修状況※について

別紙様式第4-1号

研修状況報告書（教育機関用）

（略）

1 （略）

（新設）

(どちらかにチェックする。)

※第5の1の(1)のコに規定する農業経営力の向上に資する研修

	修了済み
	研修名：
	修了予定

※修了済みの場合は研修内容がわかる資料を添付

3・4 (略)

添付書類 (略)

別紙様式第4-2号

研修状況報告書 (先進農家等用)

(略)

1・2 (略)

3 農業経営力の向上に資する研修状況※について

(どちらかにチェックする。)

※第5の1の(1)のコに規定する農業経営力の向上に資する研修

	修了済み
	研修名：
	修了予定

※修了済みの場合は研修内容がわかる資料を添付

4・5 (略)

添付書類 (略)

(略)

別添 (略)

別紙様式第5号

研修状況確認チェックリスト (参考例)

2・3 (略)

添付書類 (略)

別紙様式第4-2号

研修状況報告書 (先進農家等用)

(略)

1・2 (略)

(新設)

3・4 (略)

添付書類 (略)

(略)

別添 (略)

別紙様式第5号

研修状況確認チェックリスト (参考例)

(略)

1 (略)

ア・イ (略)

ウ 就農に向けた準備状況

(略)

(独立・自営就農希望の場合)

(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
d 目標地図への位置付けについて	<u>位置付け</u> られている・ <u>位置付け</u> られる見込みである 集落内で話し合い中・市町村等へ相談中である まだ働きかけをしていない

(略)

2 (略)

ア・イ (略)

ウ 就農に向けた準備状況

(共通)

今後の課題

(略)	(略)	
-----	-----	--

(独立・自営就農希望の場合)

今後の課題

a (略)	(略)	
b (略)	(略)	

(略)

1 (略)

ア・イ (略)

ウ 就農に向けた準備状況

(略)

(独立・自営就農希望の場合)

(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
d 目標地図又は人・農地プランへの位置づけについて	<u>位置づけ</u> られている・ <u>位置づけ</u> られる見込みである 集落内で話し合い中・市町村等へ相談中である まだ働きかけをしていない

(略)

2 (略)

ア・イ (略)

ウ 就農に向けた準備状況

(共通)

今後の課題

(略)	(略)	
-----	-----	--

(独立・自営就農希望の場合)

(新設)

a (略)	(略)	
b (略)	(略)	

c (略)	(略)	
d 目標地図への 位置付けにつ いて	(略)	

(雇用就農希望の場合)

今後の課題

a (略)	(略)	
-------	-----	--

(親元就農希望の場合)

今後の課題

a (略)	(略)	
b (略)	(略)	

エ (略)

3・4 (略)

別紙様式第9-1号

就農状況報告(独立・自営就農)

(略)

1. (略)

c (略)	(略)	
d 目標地図又は 人・農地プラン への位置づけに ついて	(略)	

(雇用就農希望の場合)

(新設)

a (略)	(略)	
-------	-----	--

(親元就農希望の場合)

(新設)

a (略)	(略)	
b (略)	(略)	

エ (略)

3・4 (略)

別紙様式第9-1号

就農状況報告(独立・自営就農)

(略)

1. (略)

2. 農業経営力の向上に資する研修状況※について

(どちらかにチェックする。(経営開始支援金の交付を受けた者は必須。就農準備支援金のみ交付対象者の場合は記載不要。))

※第5の2の(1)のスに規定する農業経営力の向上に資する研修

	<u>修了済み</u>
	<u>研修名:</u>
	<u>修了予定</u>

※修了済みの場合は研修内容がわかる資料を添付

3～10. (略)

添付書類

別添1～6. (略)

別添7. 環境負荷低減のチェックシート(原則、1月の報告の際のみ添付する。申請時の別添10を利用。) * 6

* 1～6 (略)

(削る。)

(新設)

2～9. (略)

添付書類

別添1～6. (略)

別添7. 環境負荷低減のチェックシート(原則、1月の報告の際のみ添付する。) * 6

* 1～6 (略)

(別添7)

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート(農業経営体向け)

	<u>(1) 適正な施肥</u>	報告時 (しました) た)		<u>(4) 悪臭及び害虫の発生防止</u>	報告時 (しました) た)
①	肥料の適正な保管	<input type="checkbox"/>	⑫	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>
②	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>		<u>(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分</u>	報告時 (しました) た)
③	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	<input type="checkbox"/>	⑬	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>

く具体的な施策の内容」においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入する」こととされ、令和9年度の本格実施に向けて、「令和6年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う」こととされた。本事業においては、事業申請時には就農していない又は経営開始して間もない場合もあることから、申請時にみどりの食料システム戦略法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就農状況報告時に取組状況を報告することとする。

「関係法令の遵守」については、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

(1) 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等

(2) 適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等

(3) エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

(4) 悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平

成11年法律第112号)

・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

（5）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）

・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）

・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等

（6）生物多様性への悪影響の防止

・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）

・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）

・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）

・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）

・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）

・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）

・漁業法（昭和24年法律第267号）

・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）

・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等

(削る。)

(7) 環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
- ・森林法（昭和26年法律第249号）等

別添 7

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（畜産経営体向け）

	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)		(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
①	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 肥料の適正な保管	□	⑨	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	□
②	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	□		(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
	(2) 適正な防除	報告時 (しました)	⑩	※特定事業場である場合（該当しない□） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	□
③	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 農薬の適正な使用・保管	□		(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
④	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 農薬の使用状況等の記録・保存	□	⑪	みどりの食料システム戦略の理解	□
⑤	※飼料生産を行う場合（該当しない□） 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	□	⑫	関係法令の遵守	□

	(3) エネルギーの節減	報告時 (し直し た)	⑬	GAP・HACCPについて可能な取組から実践	<input type="checkbox"/>
⑥	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>	⑭	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している	<input type="checkbox"/>
	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (し直し た)	⑮	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑦	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>	⑯	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>
⑧	※飼養頭数が一定規模以上の場合(該当しない) 家畜排せつ物の管理基準の遵守	<input type="checkbox"/>			

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には(該当しない)にチェックしてください。

環境負荷低減に向けた取組の趣旨

令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略法においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされた。

また、令和5年12月の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」における『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入する」こととされ、令和9年度の本格実施に向けて、「令和6年度は、事業申請

時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う」こととされた。本事業においては、事業申請時においては就農していない又は経営開始して間もない場合もあることから、申請時にみどりの食料システム戦略法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就農状況報告時に取組状況を報告することとする。

「関係法令の遵守」については、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

(1) 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等

(2) 適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等

(3) エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

(4) 悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律

第116号)

- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等

(6) 生物多様性への悪影響の防止

- 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- 湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
- 漁業法（昭和24年法律第267号）
- 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- 持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等

(7) 環境関係法令の遵守等

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- 環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推

別添 1・2 (略)
別紙様式第10号

継続研修計画

(略)

1 (略)

(略)		(略)	(略)
(略)	<input type="checkbox"/> 独立・自営就農 (略) <input type="checkbox"/> 雇用就農 (<input type="checkbox"/> 正社員として期間の定めのない雇用契約を締結 <input type="checkbox"/> 通算5年以上の有期雇用契約を締結 <input type="checkbox"/> 就農後5年以内に独立・自営就農 <input type="checkbox"/> 就農後5年以内に法人の共同経営者) <input type="checkbox"/> (略)		
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)		

2・3 (略)

添付書類 (略)

進に関する法律 (平成19年法律第56号)

・ 土地改良法 (昭和24年法律第195号)

・ 森林法 (昭和26年法律第249号) 等

別添 1・2 (略)
別紙様式第10号

継続研修計画

(略)

1 (略)

(略)		(略)	(略)
(略)	(新設) (略) <input type="checkbox"/> 雇用就農 (新設) <input type="checkbox"/> (略)		
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)		

2・3 (略)

添付書類 (略)

* 1・2 (略)
別紙様式第14号

就農届

(略)

(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	<input type="checkbox"/> <u>独立・自営就農</u> (略) <input type="checkbox"/> 雇用就農 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td> <input type="checkbox"/> <u>期間の定めのない雇用契約を締結</u> <input type="checkbox"/> <u>通算5年以上の有期雇用契約を締結</u> <u>農業法人等の名称・住所・電話番号</u> </td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> <u>就農後5年以内に独立・自営就農</u> <input type="checkbox"/> <u>就農後5年以内に法人の共同経営者</u> </td> </tr> </table> <input type="checkbox"/> (略)	<input type="checkbox"/> <u>期間の定めのない雇用契約を締結</u> <input type="checkbox"/> <u>通算5年以上の有期雇用契約を締結</u> <u>農業法人等の名称・住所・電話番号</u>	<input type="checkbox"/> <u>就農後5年以内に独立・自営就農</u> <input type="checkbox"/> <u>就農後5年以内に法人の共同経営者</u>
<input type="checkbox"/> <u>期間の定めのない雇用契約を締結</u> <input type="checkbox"/> <u>通算5年以上の有期雇用契約を締結</u> <u>農業法人等の名称・住所・電話番号</u>			
<input type="checkbox"/> <u>就農後5年以内に独立・自営就農</u> <input type="checkbox"/> <u>就農後5年以内に法人の共同経営者</u>			
(略)			
(略)	(略)		

* 1・2 (略)
別紙様式第14号

就農届

(略)

(略)	(略)	
(略)	(略)	
(略)	(新設) (略) <input type="checkbox"/> 雇用就農 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td><u>農業法人等の名称・住所・電話番号</u></td> </tr> </table> <input type="checkbox"/> (略)	<u>農業法人等の名称・住所・電話番号</u>
<u>農業法人等の名称・住所・電話番号</u>		
(略)		
(略)	(略)	

	(略)
(略)	
(略)	(略)
(略)	(略)

(略)
別紙様式第21号
離農届
(略)
下記の理由により離農したので、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）別記1第6の1の（7）の力の規定に基づき離農届を提出します。

※下線部は、経営開始支援資金の場合は「2の（6）のエ」とする。

(略)
別紙様式23号別添
第1・2 (略)
第3 (略)
1 (略)
(1) 事業実施スケジュール

	時期	地区数	回数	備考
(略)	令和○年○ 月～○月			

	(略)
(略)	
(略)	(略)
(略)	(略)

(略)
別紙様式第21号
離農届
(略)
下記の理由により離農したので、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）別記1第6の1の（7）の力の規定に基づき離農届を提出します。

※下線部は、経営開始支援資金の場合は「2の（6）」とする。

(略)
別紙様式23号別添
第1・2 (略)
第3 (略)
1 (略)
(1) 事業実施スケジュール

	時期	地区数	回数	備考
(略)	令和3年○ 月～○月			

(略)				

(略)

(2) (略)

2・3 (略)

第4～6 (略)

別紙様式第24号別添

第1～3 (略)

第4 都道府県サポート計画(実績) (別紙)

注: 別記2 世代交代・初期投資促進事業、新規就農者確保緊急対策のうち別記5 就農準備支援事業、別記6 初期投資促進事業、新規就農者育成総合対策のうち別記1 経営発展支援事業、就農準備資金・経営開始資金又は農業次世代人材投資事業の申請を行い、都道府県サポート計画を添付している場合は、本事業の添付を省略できる。

(別紙) (略)

別紙様式第25号別添

第1～3 (略)

第4 地域サポート計画(実績) (別紙)

注: 別記2 世代交代・初期投資促進事業、新規就農者確保緊急対策のうち別記5 就農準備支援事業、別記6 初期投資促進事業、新規就農者育成総合対策のうち別記1 経営発展支援事業、就農準備資金・経営開始資金又は農業次世代人材投

(略)				

(略)

(2) (略)

2・3 (略)

第4～6 (略)

別紙様式第24号別添

第1～3 (略)

第4 都道府県サポート計画(実績) (別紙)

注: 別記1の初期投資促進事業、新規就農者確保緊急対策のうち別記5 就農準備支援事業、別記6 初期投資促進事業、経営発展支援事業、就農準備資金・経営開始資金又は農業次世代人材投資事業の申請を行い、都道府県サポート計画を添付している場合は、本事業の添付を省略できる。

(別紙) (略)

別紙様式第25号別添

第1～3 (略)

第4 地域サポート計画(実績) (別紙)

注: 別記1の初期投資促進事業、新規就農者確保緊急対策のうち別記5 就農準備支援事業、別記6 初期投資促進事業、別記1 経営発展支援事業、就農準備資金・経営開始資金又は農業次世代人材投資事業の申請を行い、地域サポート計画

資事業の申請を行い、地域サポート計画を添付している場合は、本事業の添付を省略できる。

(別紙) (略)

を添付している場合は、本事業の添付を省略できる。

(別紙) (略)

改正後	改正前
<p>(別記2)</p> <p>第3 事業の仕組み</p> <p>1 国は、<u>全国農業委員会ネットワーク機構</u>(<u>農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第42条第1項の規定による農林水産大臣の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。以下同じ。)</u>)に対して、補助金を交付する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第5 (略)</p> <p>I (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業実施年度の3年前の年度の4月以降に農業経営を開始した<u>個人</u>又は法人(当該農業経営の主宰権を有する役員に、<u>就農時</u>の年齢が原則50歳未満、かつ、事業実施年度の3年前の年度の4月以降に農業経営を開始した者を含む法人に限る。)であること。</p> <p>(3) 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農をしている又はする予定であること。</p> <p>ア 農地の所有権又は利用権(農地法(昭和27年法律第229号)<u>第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同項各号に掲げる場合</u>に該当するもの、</p>	<p>(別記2)</p> <p>第3 事業の仕組み</p> <p>1 国は、全国農業委員会ネットワーク機構に対して、補助金を交付する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第5 (略)</p> <p>I (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業実施年度の3年前の年度の4月以降に農業経営を開始した<u>者</u>又は法人(当該農業経営の主宰権を有する役員に<u>就農時</u>の年齢が原則50歳未満、かつ、事業実施年度の3年前の年度の4月以降に農業経営を開始した者を含む法人に限る。)であること。</p> <p>(3) 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農をしている又はする予定であること。</p> <p>ア 農地の所有権又は利用権(農地法(昭和27年法律第229号)<u>第3条</u>に基づく農業委員会の許可を受けたもの、<u>同条第1項各号</u>に該当するもの、農業経営基盤強化</p>

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号。以下「令和4年改正法」という。）附則第5条第1項の規定に基づく公告があったもの、令和4年改正法附則第9条第2項の規定に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第7項の規定に基づく公告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）第4条第1項の規定に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。以下同じ。）を交付対象者（交付対象者が法人の場合は、当該法人の役員を含む。イ及びⅡにおいて同じ。）が有していること。

イ～オ （略）

(4) (略)

(5) 基盤強化法第19条第1項に基づく、農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化を促進する計画（以下「地域計画」という。）のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。以下同じ。）に位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれ、かつ、当該地域計画が以下のア又はイを満たすこと。

ア （略）

(ア) 農用地の将来に関する目標

a （略）

b 目標集積率が8割以上であること

※ ただし、都府県にあつては、農業地域類型（「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成

促進法等の一部を改正する法律（令和4年5月27日法律第56号。以下「令和4年改正法」という。）附則第5条に基づく公告があったもの、令和4年改正法附則第9条に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく公告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号）第4条に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。）を交付対象者（交付対象者が法人の場合は、当該法人の役員を含む。イにおいて同じ。）が有していること。

イ～オ （略）

(4) (略)

(5) 基盤強化法第19条第1項に基づく、農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化を促進する計画（以下「地域計画」という。）のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。以下同じ。）に位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれ、かつ、当該地域計画が以下のア又はイを満たすこと。

ア （略）

(ア) 農用地の将来に関する目標

a （略）

b 目標集積率が8割以上であること

※ ただし、都府県にあつては、農業地域類型（「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成

13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知)の農業地域類型区分別基準指標の分類をいう。以下同じ。)が、市町村を単位として中間農業地域又は山間農業地域である場合、目標集積率が6割以上であれば可とする。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(イ)・(ウ) (略)

イ (略)

(6)～(8) (略)

(9) 豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、エミュ
二、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥を飼養する農業経営の場合は、都道府県による飼養衛生管理基準遵守状況等について確認が行われていること。

(10)～(12) (略)

2 (略)

3 (略)

(1) 補助率

本事業の交付対象者の補助対象経費は、2の(1)から(3)までの取組に必要な経費とし、国は当該取組に

13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知)の農業地域類型区分別基準指標の分類をいう。以下同じ。)が、市町村を単位として中間農業地域又は山間農業地域である場合、目標集積率が次のいずれかを満たせば可とする。

(a) 現状集積率が5割未満の場合にあっては、6割以上であること。

(b) 現状集積率が5割以上6割未満の場合にあっては、現状集積率から10ポイント以上増加するものであること。

(c) 現状集積率が6割以上の場合にあっては、6割以上であること。

(イ)・(ウ) (略)

イ (略)

(6)～(8) (略)

(9) 豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥を飼養する農業経営の場合は、都道府県による飼養衛生管理基準遵守状況等について確認が行われていること。

(10)～(12) (略)

2 (略)

3 (略)

(1) 補助率

当たり都道府県が支援する額の2倍（整備等内容ごとにそれぞれ千円未満切捨て）を支援する。ただし、国の支援は、2の（1）及び（2）の取組については補助率1／3、（3）の取組については補助率1／2を超えない範囲とする。

（削る。）

（削る。）

（2）（略）

4～6 （略）

7 （略）

（1）（略）

（2）経営移譲者等（共同申請者を含む。）が所有する土地、建物、機械、株式等の資産の購入又は賃貸借に係る経費（所得税、法人税、贈与税、不動産取得税、固定資産税等を含む。）、訴訟等に係る費用、交付対象者の就農・経営発展に関係しない経費、補助事業実施の有無にかかわらず発生する経費、本事業以外の国の助成事業による支援を受け、又は受ける予定となっている機械・施設等の導入・リースに係る経費は補助対象としない（融資に関する利子の助成措置を除く。）。

（3）～（7）（略）

ア 2の（1）及び（2）の取組については、補助率1／3以内とする。

イ 2の（3）の取組については、当該取組に当たり都道府県が支援する額の2倍（整備等内容ごとにそれぞれ千円未満切捨て）を支援する。ただし、国の支援は補助率1／2以内とする。

（2）（略）

4～6 （略）

7 （略）

（1）（略）

（2）経営移譲者等（共同申請者を含む。）が所有する土地、建物、機械、株式等の資産の購入又は賃貸借に係る経費（所得税、法人税、贈与税、不動産取得税、固定資産税等を含む。）、訴訟等に係る費用、交付対象者の就農・経営発展に関係しない経費、補助事業実施の有無にかかわらず発生する経費、本事業以外の国の助成事業による支援を受け、又は受ける予定となっている経費は補助対象としない。

（3）～（7）（略）

II (略)

1 (略)

(1) (略)

(2) 令和6年度又は令和7年度中に農業経営を開始し、次に掲げる要件を満たす独立・自営就農をしている又はする予定であること。

ア 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること。

イ～オ (略)

(3)～(5) (略)

(6) 地域計画のうち目標地図に位置付けられ、若しくは位置付けられることが確実と見込まれること、又は農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。)から農地を借り受けていること(以下「目標地図に位置付けられた者等」という。)。

ただし、交付対象者が東日本大震災に伴い発生した東

II (略)

1 (略)

(1) (略)

(2) 令和5年度又は令和6年度中に農業経営を開始し、次に掲げる要件を満たす独立・自営就農をしている又はする予定であること。

ア 農地の所有権又は利用権(農地法第3条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当するもの、令和4年改正法附則第5条に基づく公告があったもの、令和4年改正法附則第9条に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく公告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。)を交付対象者(交付対象者が法人の場合は、当該法人の役員を含む。イにおいて同じ。)が有していること。

イ～オ (略)

(3)～(5) (略)

(6) 地域計画のうち目標地図に位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること、人・農地プランの具体的な進め方について(令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知。以下「人・農地プラン進め方通知」という。)の2の(1)の実質化された人・農地プラン、同通知の3により実質化された人・農地プランとみなすことができると判断できる既存の人・農地プラン

京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村をいう。）若しくは令和6年能登半島地震の被災市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限る。）又は市街化区域において営農する場合は、この限りでない。

- (7) 経営発展支援事業、雇用就農資金等実施要綱（令和7年3月31日付け6経営第2412号農林水産事務次官依命通知）の別記1雇用就農資金（以下「雇用就農資金」という。）、令和4年度補正初期投資促進事業、雇用就農緊急対策実施要綱（令和6年12月25日付け6経営第1765号農林水産事務次官依命通知）の別記4雇用就農緊急支援資金（以下「雇用就農緊急支援資金」という。）、別記2の第2のI「世代交代円滑化タイプ」による助成金又は経営継承・発展等支援事業実施要綱別記1の経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。
- (8) (略)
- (9) 豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、エミュ一、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥を飼養する農業経営の場合は、都道府県による飼養衛生管理基準遵守状況等について確認が行われていること。
- (10) (略)
- (11) みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減に取り

及び同通知の4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等（以下別記2において「人・農地プラン」という。）に中心となる経営体として位置づけられ、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること（以下「目標地図に位置づけられた者等」という。）。

- (7) 経営発展支援事業、新規就農者育成総合対策実施要綱の別記3雇用就農資金（以下「雇用就農資金」という。）、令和4年度補正初期投資促進事業、雇用就農緊急対策実施要綱（令和6年12月25日付け6経営第1765号農林水産事務次官依命通知）の別記2雇用就農緊急支援資金（以下「雇用就農緊急支援資金」という。）、別記2の第2のI「世代交代円滑化タイプ」による助成金又は経営継承・発展等支援事業実施要綱別記1の経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。
- (8) (略)
- (9) 豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥を飼養する農業経営の場合は、都道府県による飼養衛生管理基準遵守状況等について確認が行われていること。
- (10) (略)
- (11) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境

組む意思があること。

2 (略)

(1) ・ (2) (略)

(3) (略)

ア・イ (略)

ウ (1) のアについては次に掲げる基準を満たすこと。

(ア) ～ (カ) (略)

(キ) 導入した機械・施設等について、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知）別記様式第10号の財産管理台帳を作成し、耐用年数（新品の場合には法定耐用年数、中古機械・施設等の場合には中古資産耐用年数。以下同じ。）が経過するまでの間、保管すること。

(ク) ・ (ケ) (略)

(コ) 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施する農業機械の安全性検査（以下「安全性検査」という。）の対象となっている農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）又は乾燥機（穀物用循環型）のうち令和7年度以降新たに発売される型式のものについては、安全性検査に合格したものの中から選定するものとすること。

負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づく環境負荷低減に取り組む意思があること。

2 (略)

(1) ・ (2) (略)

(3) (略)

ア・イ (略)

ウ (1) のアについては次に掲げる基準を満たすこと。

(ア) ～ (カ) (略)

(キ) 導入した機械・施設等について、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知）別記様式第10号の財産管理台帳を作成し、耐用年数（新品の場合には法定耐用年数、中古機械・施設等の場合には中古耐用年数。以下同じ。）が経過するまでの間、保管すること。

(ク) ・ (ケ) (略)

(新設)

(4) (略)

3 (略)

(1) (略)

(2) (略)

ア・イ (略)

ウ 夫婦共に目標地図に位置付けられた者等となること。

(3) 複数の青年就農者が法人を設立し、共同経営する場合であって、1の(1)の要件を満たす者(当該法人が目標地図に位置付けられた者等に限る。)については、経営開始支援資金又は経営開始資金の交付を受ける者にあつては500万円、受けない者にあつては1,000万円(当該法人に夫婦を含む場合は、当該夫婦について、経営開始支援資金又は経営開始資金の交付を受ける場合は750万円、受けない場合は1,500万円)を合算した額又は2,000万円のいずれか低い額を上限額とする。

なお、令和6年度より前に経営開始している農業者が法人の役員に1名でも存在する場合は、交付の対象外とする。

4・5 (略)

第6 (略)

1～4 (略)

5 (略)

(1) 就農状況報告

交付対象者は、事業実施の翌年度から交付対象者事業計画に定めた目標年度の翌年度まで、毎年7月末及び1月末

(4) (略)

3 (略)

(1) (略)

(2) (略)

ア・イ (略)

ウ 夫婦共に目標地図に位置づけられた者等となること。

(3) 複数の青年就農者が法人を設立し、共同経営する場合であって、1の(1)の要件を満たす者(当該法人が目標地図に位置づけられた者等に限る。)については、経営開始支援資金又は経営開始資金の交付を受ける者にあつては500万円、受けない者にあつては1,000万円(当該法人に夫婦を含む場合は、当該夫婦について、経営開始支援資金又は経営開始資金の交付を受ける場合は750万円、受けない場合は1,500万円)を合算した額又は2,000万円のいずれか低い額を上限額とする。

なお、令和5年度より前に経営開始している農業者が法人の役員に1名でも存在する場合は、交付の対象外とする。

4・5 (略)

第6 (略)

1～4 (略)

5 (略)

(1) 就農状況報告等

交付対象者は、事業実施の翌年度から交付対象者事業計画に定めた目標年度の翌年度まで、毎年7月末及び1月末

までにその直前の6か月（実績報告後1回目の報告においては、実績報告後又は就農後からの期間）の就農・経営継承計画等又は就農状況報告（別紙様式第4号。以下「就農状況報告等」という。）を取組主体に提出する。

また、交付対象者は、毎年1回、就農状況報告等を提出する際（原則、毎年1月末までの報告時）に、別紙様式第4号別添5の環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、前回のチェックシートの提出以降（実績報告後1回目の報告においては、実績報告後又は就農後からの期間）に実施した旨をチェックした上で、取組主体に提出する。なお、環境負荷低減のチェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組を実施したかどうか確認を行うこととする。

(2)・(3) (略)

6 (略)

第7 (略)

1 新規就農者育成方針の作成

都道府県は、本事業の実施に当たって、都道府県における新規就農者確保に向けた以下の内容を明確化した新規就農者育成方針を作成し、公表するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 本事業の交付対象者候補を選定するための基礎となる別表1-1の2及び別表1-2の2に基づく都道府県加算ポイントの設定

2 サポート体制の整備

までにその直前の6か月（実績報告後1回目の報告においては、実績報告後又は就農後からの期間）の就農・経営継承計画等又は就農状況報告（別紙様式第4号）（以下「就農状況報告等」という。）を取組主体に提出する。

また、交付対象者は、毎年1回、就農状況報告等の際（原則、毎年1月末までの報告時）に、別紙様式第4号別添5の環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、前回のチェックシートの提出以降（実績報告後1回目の報告においては、実績報告後又は就農後からの期間）に実施した旨をチェックした上で、当該チェックシートを取組主体に提出する。

(2)・(3) (略)

6 (略)

第7 (略)

1 新規就農者育成方針の作成

都道府県は、本事業の実施に当たって、都道府県における新規就農者確保に向けた以下の内容を明確化した新規就農者育成方針（以下「育成方針」という。）を作成し、公表するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 本事業の交付対象者候補を選定するための基礎となる別表1-2の2に基づく都道府県加算ポイントの設定

2 サポート体制の整備

都道府県は、交付対象者が円滑に就農し、定着できるよう、就農に向けた相談体制を構築し、就農先の紹介や経営開始に当たっての農地、資金の確保等の交付対象者の就農に向けた課題に対し、就農先、地域の関係機関と連携してサポートするとともに、当該サポート体制について新規就農者育成総合対策実施要綱の別記5農業人材確保推進事業の第3の2の(1)のオの新規就農支援ポータルサイト(以下「ポータルサイト」という。)において公表するものとする。ただし、別記1の別紙様式第24号別添(別紙)又は就農準備資金・経営開始資金の別紙様式第24号別添(別紙)の都道府県サポート計画を作成している場合は、当該計画の公表をもって本事業のサポート体制を整備し、公表したものと見なすことができる。

3 (略)

第8 (略)

1～4 (略)

5 就農状況等の確認

(1) (略)

(2) 経営状況の確認

(略)

ア・イ (略)

ウ 書類確認

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 農地の権利設定の状況が確認できる書類(農地基本台帳、農地法第3条の許可を受けた使用貸借、賃貸借若しくは売買契約書、令和4年改正法附則第5条に基

都道府県は、交付対象者が円滑に就農し、定着できるよう、就農に向けた相談体制を構築し、就農先の紹介や経営開始に当たっての農地、資金の確保等の交付対象者の就農に向けた課題に対し、就農先、地域の関係機関と連携してサポートするとともに、当該サポート体制について新規就農者育成総合対策実施要綱の別記6農業人材確保推進事業の第3の2の(1)のオの新規就農支援ポータルサイト(以下「ポータルサイト」という。)において公表するものとする。ただし、別記1の別紙様式第24号別添(別紙)又は就農準備資金・経営開始資金の別紙様式第24号別添(別紙)の都道府県サポート計画を作成している場合は、当該計画の公表をもって本事業のサポート体制を整備し、公表したものと見なすことができる。

3 (略)

第8 (略)

1～4 (略)

5 就農状況等の確認

(1) (略)

(2) 経営状況の確認

(略)

ア・イ (略)

ウ 書類確認

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 農地の権利設定の状況が確認できる書類(農地基本台帳、農地法第3条の許可を受けた使用貸借、賃貸借若しくは売買契約書、令和4年改正法附則第5条に基づ

づく公告があった農用地利用集積計画、令和4年改正法附則第9条に基づく公告があった農用地利用配分計画、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく公告があった農用地利用集積等促進計画、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画又は特定作業受委託契約書のうち該当する箇所のいずれかの書類の写し。以下同じ。)

(3) (略)

6 申請窓口

(1) 当該交付対象者が位置付けられ、又は位置付けられることが確実と見込まれている目標地図の策定市町村が申請の窓口となり、交付することを基本とする。

(2) 目標地図策定市町村と交付対象者の居住市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から交付することができるものとする。

7 (略)

8 整備した機械・施設等の管理運営等

取組主体は、交付対象者に対し、本事業により導入した機械・施設、家畜(肥育牛を除く。)、果樹・茶の改植を行った樹園地等(以下「導入機械等」という。)を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その整備目的に即して最も効率的な運用を図り、適正に管理運営するよう指導するものとする。

(1) (略)

(2) 財産処分の手続

取組主体は、導入機械等について、交付対象者が(1)の

く公告があった農用地利用集積計画、令和4年改正法附則第9条に基づく公告があった農用地利用配分計画、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく公告があった農用地利用集積等促進計画、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画又は特定作業受委託契約書のうち該当する箇所のいずれかの書類の写し。以下同じ。)

(3) (略)

6 申請窓口

(1) 当該交付対象者が位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれている目標地図又は人・農地プランの策定市町村が申請の窓口となり、交付することを基本とする。

(2) 目標地図又は人・農地プラン策定市町村と交付対象者の居住市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から交付することができるものとする。

7 (略)

8 整備した機械・施設等の管理運営等

取組主体は、交付対象者に対し、本事業により導入した機械・施設、家畜(肥育牛を除く。)、果樹・茶の改植を行った樹園地等(以下、「導入機械等」という。)を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その整備目的に即して最も効率的な運用を図り、適正に管理運営するよう指導するものとする。

(1) (略)

(2) 財産処分の手続

取組主体は、導入機械等について、交付対象者が(1)の

アで設定した処分制限期間内に、当該助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に準じた財産処分として、都道府県、市町村交付規則等に基づき、財産処分の申請を行わせ、取組主体の承認を受けさせるものとする。また、取組主体は、当該申請の内容を承認するときは、財産処分の基準等に留意し、その必要性を検討しなければならない。

(3)・(4) (略)

9 農業共済等の積極的活用等

取組主体は、農業共済組合と連携し、交付対象者に対し、経営の安定を図るため、農業共済その他の農業関係の保険への積極的・継続的な加入を推進するものとする。

また、交付対象者が従業員の雇用等をしている場合にあつては、労働環境に関する改善等について働きかけるよう努めるものとする。

10 交付対象者情報の共有

(1) 全国農業委員会ネットワーク機構は交付対象者の資金の交付情報等を集約し、必要に応じて、本事業に関わる関係機関の間で当該情報を共有する。

また、国、全国農業委員会ネットワーク機構及び取組主体等は交付対象者の情報を共有することにより、交付対象者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、より丁寧なフォローアップに活用するとともに、交付状況や農業共済の加入状況等の確認、重複や虚偽申請の確認のために

アで設定した処分制限期間内に、当該助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）第22条に準じた財産処分として、都道府県、市町村交付規則等に基づき、財産処分の申請を行わせ、取組主体の承認を受けさせるものとする。また、取組主体は、当該申請の内容を承認するときは、財産処分の基準等に留意し、その必要性を検討しなければならない。

(3)・(4) (略)

9 農業共済等の積極的活用等

取組主体は、農業共済組合と連携し、交付対象者に対し、経営の安定を図るため、農業共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すものとする。

また、交付対象者が従業員の雇用等をしている場合にあつては、労働環境に関する改善等について働きかけるよう努めるものとする。

10 交付対象者情報の共有

(1) 全国農業委員会ネットワーク機構は交付対象者の資金の交付情報等を集約し、必要に応じて、本事業に関わる関係機関の間で当該情報を共有する。

また、国、全国農業委員会ネットワーク機構及び取組主体等は交付対象者の情報を共有することにより、交付対象者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、より丁寧なフォローアップに活用するとともに、交付状況の確認、重複や虚偽申請の確認のために利用するものとする。

利用するものとする。

(2)・(3) (略)

(4) 取組主体等は、雇用就農緊急支援資金及び雇用就農資金の第6の10の照会があった場合、交付対象者の就農状況に関する情報を提供するものとする。

(5) (略)

第9 (略)

1 事業実施に係る内規の作成

全国農業委員会ネットワーク機構は、資金の管理、個人情報等の取扱い等について定めた事業実施に関する内規を作成することとし、内規を作成又は変更したときは、農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）の承認を得るものとする。

2 (略)

(1) (略)

(2) 都道府県事業計画の作成

ア 都道府県は、本事業の助成を受けようとする者又は法人の取組の内容について適当であるか等を確認し、第2のIの事業については別表1-1の1のポイント表及び第7の1の(4)で設定した都道府県加算ポイント、第2のIIの事業については別表1-2の1のポイント表及び第7の1の(4)で設定した都道府県加算ポイントによりポイント付けの上、都道府県世代交代・初期投資促進事業計画（別紙様式第9号。以下「都道府県事業計画」という。）を作成し、地方農政局長（北海道にあっては経営局

(2)・(3) (略)

(4) 取組主体等は、雇用就農緊急支援資金及び雇用就農資金の第6の10の照会があった場合、交付対象者の就農状況に関する情報を提供する。

(5) (略)

第9 (略)

1 事業実施に係る内規の作成

全国農業委員会ネットワーク機構は、資金の管理、個人情報の取扱い等について定めた事業実施に関する内規を作成することとし、内規を作成又は変更したときは、経営局長の承認を得るものとする。

2 (略)

(1) (略)

(2) 都道府県事業計画の作成

ア 都道府県は、本事業の助成を受けようとする者又は法人の取組の内容について適当であるか等を確認し、第2のIの事業については別表1-1のポイント表、第2のIIの事業については別表1-2の1のポイント表及び第7の1の(4)で設定した都道府県加算ポイントによりポイント付けの上、都道府県世代交代・初期投資促進事業計画（別紙様式第9号）（以下「都道府県事業計画」という。）を作成し、地方農政局長（北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下

長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。)に提出する。

イ・ウ (略)

(3) 市町村事業計画の作成

市町村は、本事業の助成を受けようとする者又は法人の交付対象者事業計画について適当であるか確認の上、市町村世代交代・初期投資促進事業計画(別紙様式第10号。以下「市町村事業計画」という。)を作成し、都道府県の承認を得る。

なお、市町村は、(2)のアで都道府県が行うポイント付けについて、関連する書類の確認等に協力するものとする。

(4) (略)

3 (略)

4 (略)

(1) (略)

(2) 都道府県実績報告の作成

ア 都道府県は、都道府県世代交代・初期投資促進事業実績報告(別紙様式第9号。以下「都道府県事業実績報告」という。)を作成し、事業実施年度の翌年度の9月末までに地方農政局長に報告する。

都道府県は、都道府県事業実績報告の作成に当たり、新規就農者に関する目標の達成状況、交付対象者事業計画の進捗状況、達成状況等の評価を行うこととする。

また、(3)により目標年度の翌年度に市町村から改善措置の報告があった場合は、必要に応じて、市町村及び交付対象者に対し、ヒアリングを実施するなどし、改

同じ。)に提出する。

イ・ウ (略)

(3) 市町村事業計画の作成

市町村は、本事業の助成を受けようとする者又は法人の交付対象者事業計画について適当であるか確認の上、市町村世代交代・初期投資促進事業計画(別紙様式第10号)(以下「市町村事業計画」という。)を作成し、都道府県の承認を得る。

なお、市町村は、(2)のアで都道府県が行うポイント付けについて、関連する書類の確認等に協力するものとする。

(4) (略)

3 (略)

4 (略)

(1) (略)

(2) 都道府県実績報告の作成

ア 都道府県は、都道府県世代交代・初期投資促進事業実績報告(別紙様式第9号)(以下「都道府県事業実績報告」という。)を作成し、事業実施年度の翌年度の9月末までに地方農政局長に報告する。

都道府県は、都道府県実績報告の作成に当たり、新規就農者に関する目標の達成状況、交付対象者事業計画の進捗状況、達成状況等の評価を行うこととする。

また、(3)により目標年度の翌年度に市町村から改善措置の報告があった場合は、必要に応じて、市町村及び交付対象者に対し、ヒアリングを実施するなどし、

善に向けた指導及び助言を行うものとする。

イ 地方農政局長は、アの報告を受けた後、当該都道府県事業実績報告を全国農業委員会ネットワーク機構に報告する。

(3) 市町村実績報告の作成

市町村は、市町村世代交代・初期投資促進事業実績報告(別紙様式第 10 号。以下「市町村事業実績報告」という。)を作成し、都道府県に報告する。

市町村事業実績報告の作成に当たっては、関係機関と連携し、新規就農者に関する目標の達成状況、交付対象者事業計画の進捗状況、達成状況等の評価を行うこととする。

また、目標年度の翌年度の7月末の就農状況報告等の確認において、交付対象者事業計画で実施することとしていた取組を未実施又は達成していなかった場合は、翌年度を目標とする改善計画を提出させるなど、適切な改善措置を講じ、併せて報告する。

(4) (略)

(別表 1 - 1)

1 世代交代円滑化タイプにおけるポイント表

No.	項目		ポイント
(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
(略)	(略)	① 地域サポート計画が策定されている	(略)

改善に向けた指導及び助言を行うものとする。

イ 地方農政局長は、アの報告を受けた後、当該都道府県実績報告を全国農業委員会ネットワーク機構に報告する。

(3) 市町村実績報告の作成

市町村は、市町村世代交代・初期投資促進事業実績報告(別紙様式第 10 号)(以下「市町村事業実績報告」という。)を作成し、都道府県に報告する。

市町村事業実績報告の作成に当たっては、関係機関と連携し、新規就農者に関する目標の達成状況、交付対象者事業計画の進捗状況、達成状況等の評価を行うこととする。

また、目標年度の翌年度の7月末の就農状況報告等の確認において、交付対象者事業計画で実施することとしていた取組を未実施又は達成していなかった場合は、翌年度を目標とする改善計画を提出させるなど、適切な改善措置を講じ、併せて報告する。

(4) (略)

(別表 1 - 1)

世代交代円滑化タイプにおけるポイント表

No.	項目		ポイント
(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
(略)	(略)	①-1 地域サポート計画が策定されている	(略)

		② ①に加え、普及指導センターの普及指導活動の対象者として選定されている	(略)
		③ ②に加え、①の地域サポート計画の支援分野の全て*1について、担当機関・部署が明確になっている	(略)
		(削る。)	(削る。)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

※1～※3 (略)

2 都道府県加算ポイント

(1) 都道府県は、本タイプの実施を要望した者の数に3を乗じて得た数（直近年度の認定新規就農者の新規認定数が、直近年度の前年度の新規認定数を上回っている都道府県に

		①-2 ①-1に加え、普及指導センターの普及指導活動の対象者として選定されている	(略)
		①-3 ①-2に加え、①-1の地域サポート計画の支援分野の全て*1について、担当機関・部署が明確になっている	(略)
		② 第5の1の2の(1)又は(2)の取組について、都道府県又は市町村が合わせて、 補助率1/3以上の支援を実施する 補助率1/6以上の支援を実施する	$\frac{5}{3}$
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

※1～※3 (略)

(新設)

あつては、3.3 を乗じて得た数) を都道府県加算ポイントとして使用できる。

(2) 都道府県は、(1) のポイントの範囲内で新規就農者に求める取組等を設定し、取組主体から申請のあつた本事業の助成を受けようとする者に対して、都道府県加算ポイント付けをすることができる。ただし、付与できるポイント数は、当該申請者の共通ポイントの合計値の1/2 (小数点以下切り捨て) を上限とする。

【都道府県が設定する取組等のイメージ】

取組等の内容	ポイント (例)
県の振興作物の作付け	ナス (3点)、トマト (2点)、スイカ (1点)
県が推奨する研修機関の卒業	〇〇トレーニングファーム (2点)、県立農大 (1点)
市町村負担の有無	有 (2点)

(別表1-2)

1 (略)

2 都道府県加算ポイント

(1) 都道府県は、本タイプの実施を要望した者の数 (1 の共通ポイントの合計値が 9 点以上の者に限る) に3 を乗じて得た数 (直近年度の認定新規就農者の新規認定数が、直近年度の前年度の新規認定数を上回っている都道府県にあつては、3.3 を乗じて得た数) を都道府県加算ポイントとして使用できる。

(2) 都道府県は、(1) のポイントの範囲内で新規就農者に求める取組等を設定し、取組主体から申請のあつた本事業

(別表1-2)

1 (略)

2 都道府県加算ポイント

(1) 都道府県は、本事業の実施を要望した者の数 (1 の共通ポイントの合計値が 9 点以上の者に限る) に3 を乗じて得た数 (直近年度の認定新規就農者の新規認定数が、直近年度の前年度の新規認定数を上回っている都道府県にあつては、3.3 を乗じて得た数) を都道府県加算ポイントとして使用できる。

(2) 都道府県は、(1) のポイントの範囲内で新規就農者に求める取組等を設定し、取組主体から申請のあつた本事業

の助成を受けようとする者に対して、都道府県加算ポイント付けをすることができる。ただし、付与できるポイント数は、当該申請者の共通ポイントの合計値の1/2（小数点以下切り捨て）を上限とする。

【都道府県が設定する取組等のイメージ】

(略)

(別表2)

推進事業費

区分	内容	注意点
謝金	事業を実施するために直接に必要な事務の補助、専門的知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た有識者等に対し支払う謝礼に必要な経費	(略)
(略)	(略)	
事務等経費	事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、雑役務費（手数料、印紙代等）、借上費（会場借料、パソコン等のリース料）、消耗品費、賃金（臨時的に雇用した者、全国農業委員会ネットワーク機構職員に対して支払う実働に応じた対	

の助成を受けようとする者に対して、都道府県加算ポイント付けをすることができる。ただし、付与できるポイント数は、当該申請者の共通ポイントの合計値の1/2（小数点以下切り捨て）を上限とする。

【都道府県が設定する取組等のイメージ】

(略)

(別表2)

推進事業費

区分	内容	注意点
謝金	事業を実施するために直接に必要な事務の補助、専門的知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た有識者等に対する謝礼に必要な経費	(略)
(略)	(略)	
事務等経費	事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、雑役務費（手数料、印紙代等）、借上費（会場借料、パソコン等のリース料）、消耗品費、賃金（臨時的に雇用した者、全国農業委員会ネットワーク機構職員に対して支払う実働に応じた対価並びに都道府県及び市町村職員の	

	<p>価並びに都道府県及び市町村職員の時間外労働に応じた対価)、会計年度任用職員給与(地方公共団体において会計年度任用職員に任用された職員を本事業に従事させる場合の地方公共団体が定める会計年度任用職員の給与に関する条例等の規定に基づく給料、報酬及び諸手当(本事業への従事割合に応じて助成対象とすることが可能))、共済費(臨時的に雇用した者等の賃金に係る社会保険料及び子ども・子育て拠出金)等</p>	
(略)	(略)	

(略)

(別紙) (略)

別紙様式第1号-1

就農・経営継承計画兼取組状況報告
事業実施後〇年目(〇月～〇月分)

(略)

新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱(令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知)別記2第6の1の

	<p>時間外労働に応じた対価)、会計年度任用職員給与(地方公共団体において会計年度任用職員に任用された職員を本事業に従事させる場合の地方公共団体が定める会計年度任用職員の給与に関する条例等の規定に基づく給料、報酬及び諸手当(本事業への従事割合に応じて助成対象とすることが可能))、共済費(臨時雇用者等の賃金に係る社会保険料及び子ども・子育て拠出金)等</p>	
(略)	(略)	

(略)

(別紙) (略)

別紙様式第1号-1

就農・経営継承計画兼取組状況報告
事業実施後〇年目(〇月～〇月分)

(略)

新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱(令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知)別記2第6の1の

規定に基づき就農・経営継承計画等の承認を申請します。

1～11 (略)

添付書類（申請時）

別添1：収支計画

別添2（略）

別添3：確約書*1

別添4：経営を開始した時期を証明する書類*2

別添5：農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類*2

別添6・7（略）

別添8：環境負荷低減のチェックシート

*1 申請時に未就農の場合に限る。

*2 申請時に未就農の場合は、経営開始後に提出する。

添付書類（取組状況報告時）

別添1・2（略）

別添3：環境負荷低減のチェックシート

（原則、1月の報告の際のみ添付する。申請時の別添8を利用。）

別添4（略）

別紙様式第1号-2

初期投資促進事業申請追加資料

規定に基づき世代交代円滑化事業計画の承認を申請します。

1～11 (略)

添付書類（申請時）

別添1：収支計画*1

別添2（略）

別添3：確約書*2

別添4：経営を開始した時期を証明する書類*1

別添5：農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類*1

別添6・7（略）

別添8：環境負荷低減のチェックシート*1

*1 申請時に未就農の場合は、経営開始後に提出する。

*2 申請時に未就農の場合に限る。

添付書類（取組状況報告時）

別添1・2（略）

別添3：環境負荷低減のチェックシート

（原則、1月の報告の際のみ添付する。）

別添4（略）

別紙様式第1号-2

初期投資促進事業申請追加資料

(略)

1～4 (略)

5 「目標地図」への位置付け等
(略)

6～9 (略)

添付書類

別添1～別添7 (略)

別添8：環境負荷低減のチェックシート

*1 (略)

別添1

収支計画

*第5のIIの1の(5)により経営の全部又は一部を継承する場合は「現状」の欄に継承する経営の直近(事業実施の前年又は前々年度)の実績を記載すること。

(略)

別添8

環境負荷低減のチェックシート(農業経営体向け)

氏名： _____

	申請時 (しました)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)		申請時 (しました)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
①	<input type="checkbox"/>	肥料の適正な保管	<input type="checkbox"/>	⑫	<input type="checkbox"/>	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>
②	<input type="checkbox"/>	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>		申請時 (しました)	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
③	<input type="checkbox"/>	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	<input type="checkbox"/>	⑬	<input type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>

(略)

1～4 (略)

5 「目標地図又は人・農地プラン」への位置付け等
(略)

6～9 (略)

添付書類

別添1～別添7 (略)

(新設)

*1 (略)

別添1

収支計画

*第5の1の(5)により経営の全部又は一部を継承する場合は「現状」の欄に継承する経営の直近(事業実施の前年又は前々年度)の実績を記載すること。

(略)

(新設)

④	<input type="checkbox"/>	有機物の適正な施用による土づくりを検討	<input type="checkbox"/>		申請時 (しました)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
	申請時 (しました)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)	⑭	<input type="checkbox"/>	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める(再掲)	<input type="checkbox"/>
⑤	<input type="checkbox"/>	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	<input type="checkbox"/>	⑮	<input type="checkbox"/>	多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除を検討(再掲)	<input type="checkbox"/>
⑥	<input type="checkbox"/>	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める	<input type="checkbox"/>		申請時 (しました)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑦	<input type="checkbox"/>	多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除を検討	<input type="checkbox"/>	⑯	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑧	<input type="checkbox"/>	農薬の適正な使用・保管	<input type="checkbox"/>	⑰	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
⑨	<input type="checkbox"/>	農薬の使用状況等の記録・保存	<input type="checkbox"/>	⑱	<input type="checkbox"/>	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	<input type="checkbox"/>
	申請時 (しました)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)	⑲	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>
⑩	<input type="checkbox"/>	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>				
⑪	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>				

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について確認しました→

環境負荷低減に向けた取組の趣旨

事業実施主体は、みどりの食料システム法第15条の規定に基づく基本方針等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、最低限行うべき環境負荷低減の取組について定めた環境負荷低減のチェックシートに記載の各取組を実施することとする。

本事業においては、事業申請時にみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就農状況報告時に取組状況を報告することとする。

なお、環境負荷低減のチェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

「関係法令の遵守」については、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

(1) 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等

(2) 適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等

(3) エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

(4) 悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

- ・ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等
- （6） 生物多様性への悪影響の防止
- ・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・ 湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- ・ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- ・ 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
- ・ 漁業法（昭和24年法律第267号）
- ・ 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- ・ 持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等
- （7） 環境関係法令の遵守等
- ・ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・ 環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）

- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
- ・森林法（昭和26年法律第249号）等

別添 8

環境負荷低減のチェックシート（畜産経営体向け）

氏名： _____

（新設）

申請時 (しました)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)	申請時 (しました)	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
① <input type="checkbox"/>	※飼料生産を行う場合（該当しない口） 肥料の適正な保管	<input type="checkbox"/>	⑨ <input type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
② <input type="checkbox"/>	※飼料生産を行う場合（該当しない口） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>	申請時 (しました)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
申請時 (しました)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)	⑩ <input type="checkbox"/>	※特定事業場である場合（該当しない口） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	<input type="checkbox"/>
③ <input type="checkbox"/>	※飼料生産を行う場合（該当しない口） 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	<input type="checkbox"/>	申請時 (しました)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
④ <input type="checkbox"/>	※飼料生産を行う場合（該当しない口） 農薬の適正な使用・保管	<input type="checkbox"/>	⑪ <input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑤ <input type="checkbox"/>	※飼料生産を行う場合（該当しない口） 農薬の使用状況等の記録・保管	<input type="checkbox"/>	⑫ <input type="checkbox"/>	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
申請時 (しました)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)	⑬ <input type="checkbox"/>	GAP・HACCPについて可能な取組から実践	<input type="checkbox"/>
⑥ <input type="checkbox"/>	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネ	<input type="checkbox"/>	⑭ <input type="checkbox"/>	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している	<input type="checkbox"/>

		ルギー消費をしないように努める					
	<input type="checkbox"/>	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時(しました)	⑮	<input type="checkbox"/>	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑦	<input type="checkbox"/>	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>	⑯	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>
⑧	<input type="checkbox"/>	※飼養頭数が一定規模以上の場合(該当しない) 家畜排せつ物の管理基準の遵守	<input type="checkbox"/>	⑰	<input type="checkbox"/>	※和牛生産を行っている場合(該当しない) 家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律の遵守	<input type="checkbox"/>

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。
この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について確認しました

環境負荷低減に向けた取組の趣旨

事業実施主体は、みどりの食料システム法第15条の規定に基づく基本方針等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、最低限行うべき環境負荷低減の取組について定めた環境負荷低減のチェックシートに記載の各取組を実施することとする。

本事業においては、事業申請時にみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就農状況報告時に取組状況を報告することとする。

なお、環境負荷低減のチェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

「関係法令の遵守」については、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

(1) 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等

(2) 適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等

(3) エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

(4) 悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年

法律第60号) 等

(6) 生物多様性への悪影響の防止

- ・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 (平成15年法律第97号)
- ・ 水質汚濁防止法 (昭和45年法律第138号)
- ・ 湖沼水質保全特別措置法 (昭和59年法律第61号)
- ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号)
- ・ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律 (平成19年法律第134号)
- ・ 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (平成28年法律第48号)
- ・ 漁業法 (昭和24年法律第267号)
- ・ 水産資源保護法 (昭和26年法律第313号)
- ・ 持続的養殖生産確保法 (平成11年法律第51号) 等

(7) 環境関係法令の遵守等

- ・ 労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号)
- ・ 環境影響評価法 (平成9年法律第81号)
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成10年法律第117号)
- ・ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 (平成19年法律第56号)
- ・ 土地改良法 (昭和24年法律第195号)
- ・ 森林法 (昭和26年法律第249号) 等

別紙様式第1号-2別添

個票 (機械・施設等の導入の取組用)

別紙様式第1号別添

個票 (機械・施設等の導入の取組用)

(略)

別紙様式第1号-2別添

個票（リース方式による機械等の導入の取組用）

(略)

別紙様式第4号

就農状況報告（初期投資促進タイプ）

事業実施後○年目（○～○月分）

(略)

1 (略)

2 (略)

(略)

※ 3以降については、経営開始支援資金又は就農準備資金・経営開始資金の経営開始資金の交付を受ける場合は、別記1別紙様式第9-1号の就農状況報告（独立・自営就農）を添付した場合に記入等は不要とする。

3～7 (略)

8. 計画達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組

（青年等就農計画及び別紙様式第1号-1及び1号-2の別添1の収支計画の達成に向けた課題、改善策並びにその取組状況を記載する。）

(略)

添付書類

別添1～4 (略)

5. 環境負荷低減のチェックシート（原則、1月の報告の際のみ

(略)

別紙様式第1号別添

個票（リース方式による機械等の導入の取組用）

(略)

別紙様式第4号

就農状況報告（初期投資促進タイプ）

事業実施後○年目（○～○月分）

(略)

1 (略)

2 (略)

(略)

※ 3以降については、経営開始支援資金又は就農準備資金・経営開始資金の経営開始資金の交付を受ける場合は、別紙様式第9-1号の就農状況報告（独立・自営就農）を添付した場合に記入等は不要とする。

3～7 (略)

8. 計画達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組

（青年等就農計画及び別紙様式第1-1号及び1-2号の別添1の収支計画の達成に向けた課題、改善策並びにその取組状況を記載する。）

(略)

添付書類

別添1～4 (略)

5. 環境負荷低減のチェックシート（原則、1月の報告の際のみ

添付する。申請時の別添8を利用。)

* 1 (略)

別添 1 (略)

別添 2

決算書

(略)

※計画欄には、別紙様式第1号-2の別添1の収支計画に記載の該当年の計画値を記載すること。

(削る。)

添付する。)

* 1 (略)

別添 1 (略)

別添 2

決算書

(略)

※計画欄には、別紙様式第1号の別添1の収支計画に記載の該当年の計画値を記載すること。

別添 7

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート (農業経営体向け)

	(新設)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました) た)		(新設)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました) た)
①	(新設)	肥料の適正な保管	<input type="checkbox"/>	⑫	(新設)	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>
②	(新設)	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>		(新設)	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました) た)
③	(新設)	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	<input type="checkbox"/>	⑬	(新設)	ブラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
④	(新設)	有機物の適正な施用による土づくりを検討	<input type="checkbox"/>		(新設)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました) た)
	(新設)	(2) 適正な防除	報告時 (しました) た)	⑭	(新設)	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める(再掲)	<input type="checkbox"/>
⑤	(新設)	農薬の適正な使用・保管	<input type="checkbox"/>	⑮	(新設)	多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除を検討(再掲)	<input type="checkbox"/>
⑥	(新設)	農薬の使用状況等の記録・保存	<input type="checkbox"/>		(新設)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました) た)

⑦	(新設)	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める	<input type="checkbox"/>	⑩	(新設)	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
⑧	(新設)	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	<input type="checkbox"/>	⑪	(新設)	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>
⑨	(新設)	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討	<input type="checkbox"/>	⑫	(新設)	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>
	(新設)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)	⑬	(新設)	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑩	(新設)	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>	⑭	(新設)	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
⑪	(新設)	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>	⑮	(新設)	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	<input type="checkbox"/>
				⑯	(新設)	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

環境負荷低減に向けた取組の趣旨

令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略法においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされた。

また、令和5年12月の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」における『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入する」こととされ、令和9年度の本格実施に向けて、「令和6年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う」こととさ

れた。本事業においては、事業申請時においては就農していない
又は経営開始して間もない場合もあることから、申請時にみどりの
食料システム戦略法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認
した上で、就農状況報告時に取組状況を報告することとする。

「関係法令の遵守」については、以下の環境関係法令を遵守す
るものとする。

(1) 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等

(2) 適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等

(3) エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

(4) 悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）

- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等
- （6） 生物多様性への悪影響の防止
- ・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・ 湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- ・ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- ・ 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
- ・ 漁業法（昭和24年法律第267号）
- ・ 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- ・ 持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等
- （7） 環境関係法令の遵守等
- ・ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・ 環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）

(削る。)

・土地改良法（昭和24年法律第195号）

・森林法（昭和26年法律第249号）等

別添 7

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（畜産経営体向け）

	(新設)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)		(新設)	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
①	(新設)	※飼料生産を行う場合（該当しない口） 肥料の適正な保管	<input type="checkbox"/>	⑨	(新設)	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
②	(新設)	※飼料生産を行う場合（該当しない口） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>		(新設)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
	(新設)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)	⑩	(新設)	※特定事業場である場合（該当しない口） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	<input type="checkbox"/>
③	(新設)	※飼料生産を行う場合（該当しない口） 農薬の適正な使用・保管	<input type="checkbox"/>		(新設)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
④	(新設)	※飼料生産を行う場合（該当しない口） 農薬の使用状況等の記録・保存	<input type="checkbox"/>	⑪	(新設)	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑤	(新設)	※飼料生産を行う場合（該当しない口） 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	<input type="checkbox"/>	⑫	(新設)	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
	(新設)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)	⑬	(新設)	GAP・HACCPについて可能な取組から実践	<input type="checkbox"/>
⑥	(新設)	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>	⑭	(新設)	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している	<input type="checkbox"/>

	(新設)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)		(15) (新設)	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	<input type="checkbox"/>
(7)	(新設)	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>		(16) (新設)	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>
(8)	(新設)	※飼養頭数が一定規模以上の場合 (該当しない口) 家畜排せつ物の管理基準の遵守	<input type="checkbox"/>				

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には (該当しない 口) にチェックしてください。

環境負荷低減に向けた取組の趣旨

令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略法においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされた。

また、令和5年12月の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」における『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入する」こととされ、令和9年度の本格実施に向けて、「令和6年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う」こととされた。本事業においては、事業申請時においては就農していない又は経営開始して間もない場合もあることから、申請時にみどりの食料システム戦略法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確

認した上で、就農状況報告時に取組状況を報告することとする。

「関係法令の遵守」については、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

(1) 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等

(2) 適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等

(3) エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

(4) 悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

(平成7年法律第112号)

・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等

(6) 生物多様性への悪影響の防止

・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）

・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）

・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）

・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）

・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）

・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）

・漁業法（昭和24年法律第267号）

・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）

・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等

(7) 環境関係法令の遵守等

・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

・環境影響評価法（平成9年法律第81号）

・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）

・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）

・土地改良法（昭和24年法律第195号）

・森林法（昭和26年法律第249号）等

別紙様式第9号別添

第1 (略)

1 (略)

※初期投資促進タイプ：別紙1で候補者（交付対象者）の一覧を添付すること

※世代交代円滑化タイプ：就農・経営継承計画（別紙様式第1号－1）を添付すること

2・3 (略)

第2・3 (略)

(別紙1) 候補者（交付対象者）リスト

(略)		(略)						
						(略)	(略)	
合計								

交付要件※1

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
(略)									
合計									

交付要件※1

11	12 (略)					13	14	15	16	17	(略)
(略)						(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
))))))	

別紙様式第9号別添

第1 (略)

1 (略)

※別紙1で候補者（交付対象者）の一覧を添付すること

2・3 (略)

第2・3 (略)

(別紙1) 候補者（交付対象者）リスト

(略)		(略)						
						(略)	(略)	
合計								

交付要件※1

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
(略)									
合計									

交付要件※1

11	12 (略)					13	14	15	16	17	(略)
(略)						(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
))))))	

	目標地図に位置 付けられている	目標地図に位置 付けられること が確実	(略)											
合計														

	目標地図(実質 化人・農地ブラ ン)に位置付け られている	目標地図(実質 化人・農地ブラ ン)に位置付け られることが確 実	(略)											
合計														

ポイント※1												
1	2	3	4	5	6	7	8	9	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)								
合計												

ポイント※1												
1	2	3	4	5	6	7	8	9	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)								
合計												

(略)	(略)	(略)		(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)					
合計										

(略)	(略)	(略)		(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)					
合計										

実施内容	事業費関係 (全て円単位で記入すること)
------	----------------------

実施内容	事業費関係 (全て円単位で記入すること)
------	----------------------

(略)												
合計												

融資概要						備考
(略)	(略)		(略)			
合計						

別紙1-1（第5のI又はIIの1の（9）に該当する申請者がいる場合に限る）

（略）

※1～3（略）

※4：小規模農場（豚及びいのししにあつては6頭未満、鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥にあつては100羽未満、エミュー及びだちょうにあつては10羽未満を飼養する農場をいう。）である場合は、確認年月日、不遵守事項及び今後の改善方針の有無の欄に斜線を記載すること。

※5（略）

※6：本様式は、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥の飼養頭羽数の増加又は施設整備による農場の規模拡大に資する場合に提出すること。

別紙様式第10号別添

第1（略）

(略)												
合計												

融資概要						備考
(略)	(略)		(略)			
合計						

別紙1-1（第5のI又はIIの1の（9）に該当する申請者がいる場合に限る）

（略）

※1～3（略）

※4：小規模農場（豚及びいのししにあつては6頭未満、鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥にあつては100羽未満、だちょうにあつては10羽未満を飼養する農場をいう。）である場合は、確認年月日、不遵守事項及び今後の改善方針の有無の欄に斜線を記載すること。

※5（略）

※6：本様式は、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥の飼養頭羽数の増加又は施設整備による農場の規模拡大に資する場合に提出すること。

別紙様式第10号別添

第1（略）

1 (略)

	交付申請者数 (人)	交付金額 (円)	うち	
			国庫 助成金 (円)	都道府 県負担額 (円)
(略)				
(略)				
(略)				

※初期投資促進タイプ：別紙1で候補者（交付対象者）の一覧を添付すること

※世代交代円滑化タイプ：就農・経営継承計画（別紙様式第1号-1）を添付すること

2・3 (略)

第2・3 (略)

(別紙1) 候補者（交付対象者）リスト

(略)		(略)						
						(略)	(略)	
(略)								

交付要件※1

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
(略)									
(略)									

1 (略)

	交付申請者数 (人)	交付金額 (円)	うち	
			国庫 助成金 (円)	都道府 県負担額 (金)
(略)				
(略)				
(略)				

※別紙1で候補者（交付対象者）の一覧を添付すること

2・3 (略)

第2・3 (略)

(別紙1) 候補者（交付対象者）リスト

(略)		(略)						
						(略)	(略)	
(略)								

交付要件※1

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
(略)									
(略)									

交付要件※1								(略)	
11 (略)	12 (略)			13 (略)	14 (略)	15 (略)	16 (略)	17 (略)	
	目標地図に位置 付けられている	目標地図に位置 付けられること が確実	(略)						
(略)									

ポイント※1											
1 (略)	2 (略)	3 (略)	4 (略)	5 (略)	6 (略)	7 (略)	8 (略)	9 (略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
(略)											

交付要件※1								(略)	
11 (略)	12 (略)			13 (略)	14 (略)	15 (略)	16 (略)	17 (略)	
	目標地図(実質 化人・農地ブラ ン)に位置付け られている	目標地図(実質 化人・農地ブラ ン)に位置付け られることが確 実	(略)						
(略)									

ポイント※1											
1 (略)	2 (略)	3 (略)	4 (略)	5 (略)	6 (略)	7 (略)	8 (略)	9 (略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)							
(略)											

(略)	(略)	(略)		(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)					(略)
(略)										

実施内容			事業費関係（全て円単位で記入すること）									
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)												

融資概要						備考
(略)	(略)		(略)			
(略)						

別紙様式第12号

世代交代・初期投資促進事業に係る個人情報の取扱いについて

第1 本事業における個人情報

本事業において作成する交付対象者情報に記載し、データベースに登録される、交付対象者に係る個人情報の取扱いについては、個人情報保護法（平成15年法律第57号）等の関係法令・条例の規定に基づき適切に対応する必要があります。

(略)	(略)	(略)		(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)					(略)
(略)										

実施内容			事業費関係（全て円単位で記入すること）									
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)												

融資概要						備考
(略)	(略)		(略)			
(略)						

別紙様式第12号

世代交代・初期投資促進事業に係る個人情報の取扱いについて

第1 本事業における個人情報

本事業において作成する交付対象者情報に記載し、データベースに登録される、交付対象者に係る個人情報の取扱いについては、個人情報保護法市等の規定に基づき適切に対応する必要があります。

また、第2に掲げる用途において、個人情報の記載や確認が必要となることから、個人情報の利用目的を明らかにし、交付対象者本人の同意を得ることにより、本事業を実施してください。

第2・3 (略)

また、第2に掲げる用途において、個人情報の記載や確認が必要となることから、個人情報の利用目的を明らかにし、交付対象者本人の同意を得ることにより、本事業を実施してください。

第2・3 (略)

改正後	改正前
<p>(別記3)</p> <p>第3 事業の仕組み</p> <p>1 第2の1及び3に掲げる事業については以下のとおりとする。</p> <p>(1) 国は、<u>全国農業委員会ネットワーク機構</u>（<u>農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第42条第1項の規定による農林水産大臣の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。</u>以下同じ。）に対し、補助金を交付する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第4 取組主体</p> <p>1 (略)</p> <p>2 取組主体は、農業に関する知識・技術等の習得を目的とした研修教育（以下「農業教育」という。）を適切に実施することができる者とする。</p> <p>また、取組主体は、本事業により導入した農業機械等又は施設について、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等）に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）が経過するまでの間、適切な管理を行うことができる者とする。</p> <p>第5 事業内容</p> <p>1 農業機械等導入事業</p>	<p>(別記3)</p> <p>第3 事業の仕組み</p> <p>1 第2の1及び3に掲げる事業については以下のとおりとする。</p> <p>(1) 国は、全国農業委員会ネットワーク機構に対し、補助金を交付する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第4 取組主体</p> <p>1 (略)</p> <p>2 取組主体は、農業に関する知識・技術等の習得を目的とした研修教育（以下「農業教育」という。）を適切に実施することができる者とする。</p> <p>また、取組主体は、本事業により導入した農業機械等又は施設について、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）が経過するまでの間、適切な管理を行うことができる者とする。</p> <p>第5 事業内容</p> <p>1 農業機械等導入事業</p>

(1) 補助対象となる農業機械等

補助対象は、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記4農業教育高度化事業の第5の1の規定に基づく農業教育高度化プラン（以下「高度化プラン」という。）に位置付けられている農業高校や農業大学校等の農業教育機関における農業教育を高度化するために必要な取得価格が50万円以上の研修用農業機械（アタッチメントを含む。）又は農業設備であって、原則として新品のものとする。

また、就農の際に必要なとなる農業知識・技術等の習得を目的とした研修を行う観点から、既に研修機関が所有する農業機械等と同能力のものを再整備するのではなく、より能力の高い農業機械等を選択すること。

(削る。)

(削る。)

(2) 補助対象経費

(1) 補助対象となる農業機械等

補助対象は、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記5農業教育高度化事業の第5の1の規定に基づく農業教育高度化プラン（以下「高度化プラン」という。）に位置付けられている農業高校や農業大学校等の農業教育機関における農業教育を高度化するために必要な農業機械等であって、次に掲げるものとする。

ア 研修用農業機械又は農業設備の導入

取得価格が50万円以上の研修用農業機械（アタッチメントを含む）又は農業設備であって、原則として新品のもの。

また、就農の際に必要なとなる農業知識・技術等の習得を目的とした研修を行う観点から、既に研修機関が所有する農業機械等と同能力のものを再整備するのではなく、より能力の高い農業機械等を選択すること。

イ 農業教育機関におけるICT環境の整備のための取組

農業教育機関におけるスマート農業教育を推進するために必要となる農場等に導入する無線LANやタブレット端末等の情報通信機器

(2) 補助対象経費

ア 本事業の取組主体の補助対象経費は、農業機械等の導入経費とし、補助率は2分の1以内とする。

イ (略)

(3) (略)

(4) 補助金の交付等

ア (略)

イ 全国農業委員会ネットワーク機構は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、都道府県知事に補助金を交付する。

なお、以下に掲げる政策的に重要な取組について、優先的に配分する。

(削る。)

(ア)・(イ) (略)

国は、取組主体における新規就農者数について、現状値から目標値までの増加率が10%未満である場合は、当該取組主体に予算を配分しない。ただし、新規就農者の就農率が50%以上の場合は、この規定によらず、新規就農者数について、現状値から増加させる目標を立てること。

また、予算配分に当たっては、スマート農業技術が組み込まれた農業機械又は農業用設備等（以下「スマート農業機械等」という。）については地域農業構造転換支援対策等実施要綱（令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官依命通知）別記3の事業の補助対象としていることに鑑み、スマート農業機械等以外の農業機械等を優先することとする。加えて、事業費、研修受講

ア 本事業の取組主体の補助対象経費は、農業機械等の導入経費とし、補助率は1/2以内とする。

イ (略)

(3) (略)

(4) 補助金の交付等

ア (略)

イ 全国農業委員会ネットワーク機構は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、都道府県知事に補助金を交付する。

なお、以下に掲げる政策的に重要な取組について、優先的に配分する。

(ア) スマート農業に関連する取組

(イ)・(ウ) (略)

また、予算配分に当たっては、事業費、研修受講予定者数、就農者数・就農率、新規就農者数の現況、新規就農に関する目標値等も考慮する。

予定者数、就農者数・就農率、新規就農者数の現況、新規就農に関する目標値等も考慮する。

ウ・エ (略)

(5) (略)

2 (略)

(1) ~ (3) (略)

(4) (略)

ア・イ (略)

ウ 国は、以下に掲げる政策的に重要な取組について、優先的に配分する。

(ア) ~ (ウ) (略)

国は、取組主体における新規就農者数について、現状値から目標値までの増加率が10%未満である場合は、当該取組主体に予算を配分しない。ただし、新規就農者の就農率が50%以上の場合は、就農者数について、現状値から増加させる目標を立てること。

また、予算配分に当たっては、事業費、研修受講予定者数、就農者数・就農率、新規就農者数の現況、新規就農に関する目標値等も考慮する。

エ (略)

(5)・(6) (略)

3 (略)

(1) グリーン教育推進計画の作成

都道府県は、事業の実施に当たって、別紙様式第7号により、グリーン教育推進計画（以下「グリーン計画」という。）を作成する。履修時間、単位数等については、原則、

ウ・エ (略)

(5) (略)

2 (略)

(1) ~ (3) (略)

(4) (略)

ア・イ (略)

ウ 国は、以下に掲げる政策的に重要な取組について、優先的に配分する。

(ア) ~ (ウ) (略)

また、予算配分に当たっては、事業費、研修受講予定者数、就農者数・就農率、新規就農者数の現況、新規就農に関する目標値等も考慮する。

エ (略)

(5)・(6) (略)

3 (略)

(1) グリーン教育推進計画の作成

都道府県は、事業の実施に当たって、別紙様式第7号により、グリーン教育推進計画（以下「グリーン計画」という。）を作成する。履修時間、単位数等については、原則、

協同農業普及事業の実施についての考え方（ガイドライン）（令和2年8月31日付け2生産第1005号農林水産省生産局通知）又は高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）に基づき、設定するものとする。

(2)～(8) (略)

第6 その他

1 本事業の実施に当たっては、以下の点に留意すること。

(1)～(5) (略)

(6) 本事業により導入する農業機械等は、動産保険に加入すること。また、施錠可能な場所での保管その他の盗難防止等の措置を講じ、適切な管理に努めること。本事業により整備する施設等については、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとし、当該施設等の処分期間において加入が継続されるものとする。

(7)～(11) (略)

2～6 (略)

第7 環境負荷低減に向けた取組の実施

第4の1の取組主体は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づく、環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（令和4年農林水産省告示第1412号。以下「基本方針」という。）等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、その具体的な取組内容は別添のとおりとする。

協同農業普及事業の実施についての考え方（ガイドライン）（令和2年8月31日付け2生産第1005号農林水産省生産局通知）又は高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）に基づき、設定するものとする。

(2)～(8) (略)

第6 その他

1 本事業の実施に当たっては、以下の点に留意すること。

(1)～(5) (略)

(6) 導入した農業機械等は、施錠可能な場所での保管、動産総合保険等の加入、その他の盗難防止等の措置を講じ、適切な管理に努めること。

(7)～(11) (略)

2～6 (略)

第7 環境負荷低減に向けた取組の実施

第4の1の取組主体は、本事業の実施に当たっては、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づく環境負荷低減に取り組むものとし、その具体的な取組内容は別添のとおりとする。

りとする。

(別表1・2) (略)

(別記3 別紙様式第1号)

令和 年度 農業教育環境整備事業のうち農業機械等導入事業
事業実施計画 (実績報告)

(略)

1・2 (略)

3 事業の内容

(略)	(略)
スマート農業機械等に 該当するか	する/しない
(略)	(略)
(略)	(略)
	(略) (略) (略) (略)
(略)	(略)
(略)	(略)

※ 要綱別記3の第5の1の(4)のイの(ア)及び(イ)に掲げる事項

4 (略)

(1) ~ (3) (略)

注:

- ・農業機械等の導入から、研修実施や進路決定まで時間を要するなどにより、実績報告時に研修効果を把握できない場合には、把握でき次第、速やかに送付すること。

(別表1・2) (略)

(別記3 別紙様式第1号)

令和 年度 農業教育環境整備事業のうち農業機械等導入事業
事業実施計画 (実績報告)

(略)

1・2 (略)

3 事業の内容

(略)	(略)
(新設)	(新設)
(略)	(略)
(略)	(略)
	(略) (略) (略) (略)
(略)	(略)
(略)	(略)

※ 要綱別記3の第5の1の(4)のイの(ア)から(ウ)までに掲げる事項

4 (略)

(1) ~ (3) (略)

注:

- ・農業機械等の導入から、研修実施や進路決定まで時間を要するなどにより、実績報告時に研修効果を把握できない場合には、把握でき次第、速やかに送付すること。

・異なる優先配分事項に該当する複数の研修を実施する場合、それぞれについて記載すること。

(例)・有機農業に関連する取組

(2) 新規就農者数

① ② ③

・輸出に関連する取組

(2) 新規就農者数

① ② ③

・異なる優先配分事項に該当する複数の研修を実施する場合、それぞれについて記載すること。

(例)・スマート農業に関連する取組

(2) 新規就農者数

① ② ③

・有機農業に関連する取組

(2) 新規就農者数

① ② ③

5 (略)

(注) (略)

(別記3 別紙様式第2号)

令和 年度 農業教育環境整備事業のうち農業機械等導入事業
都道府県事業実施計画 (実績報告)

(略)

※ 別添様式第1号により、都道府県管内の計画をまとめた表
(取組主体名、農業機械等の設置場所、導入する農業機械等の
内容、総事業費、負担区分、仕入れに係る消費税相当額、完了
予定年月日、優先配分に該当する取組)などを記載すること。

(別添様式第1号)

農業教育環境整備事業のうち農業機械等導入事業 都道府県事業
実施計画 (実績報告)

1 都道府県内取組主体の事業計画(実績報告)の総括表

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----	-----

5 (略)

(注) (略)

(別記3 別紙様式第2号)

令和 年度 農業教育環境整備事業のうち農業機械等導入事業
都道府県事業実施計画 (実績報告)

(略)

※ 別添1の様式により、都道府県管内の計画をまとめた表 (取
組主体名、農業機械等の設置場所、導入する農業機械等の内
容、総事業費、負担区分、仕入れに係る消費税相当額、完了予
定年月日、優先配分に該当する取組)などを記載すること。

(別添1)

農業教育環境整備事業のうち農業機械等導入事業 都道府県事業
実施計画 (実績報告)

1 都道府県内取組主体の事業計画の総括表

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----	-----

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)				

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)				

(略)				(略)	完了年 月日	<u>スマー ト農業 機械等 に該当 するか</u>	優先配 分に該 当する 取組
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2026年 3月30 日	<u>しない</u>	○ <u>環境配 慮型農 業</u>

(略)				(略)	完了年 月日	(新 設)	優先配 分に該 当する 取組
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2024年 3月30 日	(新 設)	○ <u>スマー ト農業</u>

2 (略)

3 添付資料

(1) 新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記4農業教育高度化事業の別紙様式第5号「都道府県農業教育高度化プラン」

(2)～(5) (略)

2 (略)

3 添付資料

(1) 新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記5農業教育高度化事業の別紙様式第3号「都道府県農業教育高度化プラン」

(2)～(5) (略)

(別記3 別紙様式第3号)

令和 年度 農業教育環境整備事業のうち農業機械等導入事業
全国事業実施計画 (実績報告)

(略)

※ 別添様式第2号により、都道府県事業費と事務等経費の別、各都道府県管内の計画をまとめた表(取組主体名、農業機械等の設置場所、導入する農業機械等の内容、総事業費、負担区分、仕入れに係る消費税相当額、完了予定年月日、優先配分に該当する取組)などを記載すること。

(別添様式第2号)

(略)

農業教育環境整備事業のうち農業機械等導入事業 全国事業実施
計画 (実績報告)

1 事業計画 (実績報告) の概要

(略)

2 都道府県別事業計画 (実績報告) (取組主体ごとに記載)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	トラクター (*****、1台)	(略)
(略)				

(別記3 別紙様式第3号)

令和 年度 農業教育環境整備事業のうち農業機械等導入事業
全国事業実施計画 (実績報告)

(略)

※ 別添2の様式により、都道府県事業費と事務等経費の別、各都道府県管内の計画をまとめた表(取組主体名、農業機械等の設置場所、導入する農業機械等の内容、総事業費、負担区分、仕入れに係る消費税相当額、完了予定年月日、優先配分に該当する取組)などを記載すること。

(別添2)

(略)

農業教育環境整備事業のうち農業機械等導入事業 全国事業実施
計画 (実績報告)

1 事業計画の概要

(略)

2 都道府県別事業計画 (取組主体ごとに記載)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	農業用マルチコブタ 一 (*****、1台)	(略)
(略)				

(略)				(略)	完了年 月日	スマー ト農業 機械等 に該当 するか	優先配 分に該 当する 取組
(略)	(略)	(略)	(略)				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2026年 3月30 日		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2026年 3月30 日	しない	○ 環境配 慮型農 業

3・4 (略)

(別記3 別紙様式第5号)

令和 年度 農業教育環境整備事業のうち施設等整備事業
都道府県事業実施計画 (実績報告)

(略)

※ 別添様式第3号により、都道府県管内の計画をまとめた表

(略)				(略)	完了年 月日	(新 設)	優先配 分に該 当する 取組
(略)	(略)	(略)	(略)				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2024年 3月30 日		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2024年 3月30 日	(新 設)	○ スマー ト農業

2・3 (略)

(別記3 別紙様式第5号)

令和 年度 農業教育環境整備事業のうち施設等整備事業
都道府県事業実施計画 (実績報告)

(略)

※ 別添3の様式により、都道府県管内の計画をまとめた表 (取

(取組主体名、施設等の整備場所、整備施設名、事業内容、総事業費、負担区分、仕入れに係る消費税相当額、完了予定年月日、優先配分に該当する取組)などを記載すること。

(別添様式第3号)

農業教育環境整備事業のうち施設等整備事業 都道府県事業実施計画(実績報告)

1 都道府県内取組主体の事業計画(実績報告)の総括表

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)				

(略)				(略)	完了年月日	優先配分に該当する取組
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2026年3月30日	○ スマート農業

2 (略)

3 添付資料

(1) 新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知)別記4農業教育

組主体名、施設等の整備場所、整備施設名、事業内容、総事業費、負担区分、仕入れに係る消費税相当額、完了予定年月日、優先配分に該当する取組)などを記載すること。

(別添3)

農業教育環境整備事業のうち施設等整備事業 都道府県事業実施計画(実績報告)

1 都道府県内取組主体の事業計画の総括表

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)				

(略)				(略)	完了年月日	優先配分に該当する取組
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2024年3月30日	○ スマート農業

2 (略)

3 添付資料

(1) 新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知)別記5農業教育

高度化事業の別紙様式第5号「都道府県農業教育高度化プラン」

(2)～(5) (略)

(別記3 別紙様式第8号)

令和 年度 農業教育環境整備事業のうちグリーン教育推進事業
都道府県事業実施計画 (実績報告)

(略)

1 事業の内容 (実績)

(1) 検討会の設置・開催

実施機関	取組内容・実施 (予定) 時期	総事業費	うち国庫補助金
		円	円

(2) 研修用機械・設備の導入、農業用ハウスの設置・改修等

実施機関	取組内容・実施 (予定) 時期	総事業費	うち国庫補助金
		円	円

(3) 指導者の育成・確保

実施機関	取組内容・実施 (予定) 時期	総事業費	うち国庫補助金
		円	円

(4) ほ場の設置

高度化事業の別紙様式第3号「都道府県農業教育高度化プラン」

(2)～(5) (略)

(別記3 別紙様式第8号)

令和 年度 農業教育環境整備事業のうちグリーン教育推進事業
都道府県事業実施計画 (実績報告)

(略)

1 事業の内容 (実績)

(1) 検討会の設置・開催

実施機関	取組内容・実施 (予定) 時期	総事業費	うち国庫補助金
		(新設)	(新設)

(2) 研修用機械・設備の導入、農業用ハウスの設置・改修等

実施機関	取組内容・実施 (予定) 時期	総事業費	うち国庫補助金
		(新設)	(新設)

(3) 指導者の育成・確保

実施機関	取組内容・実施 (予定) 時期	総事業費	うち国庫補助金
		(新設)	(新設)

(4) ほ場の設置

実施機関	取組内容・実施（予定）時期	総事業費	うち国庫補助金
		円	円

(5) 有機農業に関する教育コンテンツの作成

実施機関	取組内容・実施（予定）時期	総事業費	うち国庫補助金
		円	円

(6) 有機JAS認証の取得

実施機関	取組内容・実施（予定）時期	総事業費	うち国庫補助金
		円	円

(7) 有機農産物等の商品の開発・加工・販売

実施機関	取組内容・実施（予定）時期	総事業費	うち国庫補助金
		円	円

(8) その他の成果目標達成のために必要な取組

実施機関	取組内容・実施（予定）時期	総事業費	うち国庫補助金
		円	円

2 (略)

3 添付書類

実施機関	取組内容・実施（予定）時期	総事業費	うち国庫補助金
		(新設)	(新設)

(5) 有機農業に関する教育コンテンツの作成

実施機関	取組内容・実施（予定）時期	総事業費	うち国庫補助金
		(新設)	(新設)

(6) 有機JAS認証の取得

実施機関	取組内容・実施（予定）時期	総事業費	うち国庫補助金
		(新設)	(新設)

(7) 有機農産物等の商品の開発・加工・販売

実施機関	取組内容・実施（予定）時期	総事業費	うち国庫補助金
		(新設)	(新設)

(8) その他の成果目標達成のために必要な取組

実施機関	取組内容・実施（予定）時期	総事業費	うち国庫補助金
		(新設)	(新設)

2 (略)

3 添付書類

(1) 別添、事業収支計画（報告）書

(2) ～ (5) (略)

(別添)

事業収支計画（報告）書

(略)

(注) 1～3 (略)

4 都道府県内に実施機関が複数ある場合は、「合計」欄に実施機関ごとの合計と都道府県の合計を併せて記載してください。

(別記3 別紙様式第10号)

令和 年度 農業教育環境整備事業のうちグリーン教育推進事業
全国事業実施計画（実績報告）

(略)

※ 別添様式第4号により、都道府県事業費と事務等経費の別、各都道府県管内の計画をまとめた表を記載すること。

(別添様式第4号)

(略)

1 事業計画（実績報告）の概要

(略)

(1) 別添事業収支計画（報告）書

(2) ～ (5) (略)

(別添)

事業収支計画（報告）書

(略)

(注) 1～3 (略)

(新設)

(別記3 別紙様式第10号)

令和 年度 農業教育環境整備事業のうちグリーン教育推進事業
全国事業実施計画（実績報告）

(略)

※ 別添4の様式により、都道府県事業費と事務等経費の別、各都道府県管内の計画をまとめた表を記載すること。

(別添4)

(略)

1 事業計画の概要

(略)

2 都道府県別事業計画（実績報告）（取組主体ごとに記載）

番号	取組主体名 （研修教育機 関）	農業機械等の設 置場所	事業の内容	総事業費 （円）
（略）	（略）	（略）		（略）
（略）	（略）	（略）		（略）
（略）				

負担区分（円）				仕入れ に係る 消費税 相当額 （円）	完了年月日	備考
国庫補 助金	都道府 県費	市町村 費	その他			
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	2026年3月30 日	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	2026年3月30 日	

2 都道府県別事業計画（取組主体ごとに記載）

番号	取組主体名 （研修教育機 関）	農業機械等の設 置場所 ※要綱別記3の第 5の3の（2）のイ の取組の場合に 記載	事業の内容	総事業費 （円）
（略）	（略）	（略）		（略）
（略）	（略）	（略）		（略）
（略）				

負担区分（円）				仕入れ に係る 消費税 相当額 （円）	完了年月日	備考
国庫補 助金	都道府 県費	市町村 費	その他			
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	2024年3月30 日	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	2024年3月30 日	

3・4 (略)
(別添)

環境負荷低減に向けた具体的取組内容

第1 取組の趣旨

事業実施主体は、みどりの食料システム法第15条の規定に基づく基本方針等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、最低限行うべき環境負荷低減の取組について定めた「環境負荷低減のチェックシート」(別紙参考様式)に記載の各取組を実施することとする。

2・3 (略)
(別添)

環境負荷低減に向けた具体的取組内容

第1 取組の趣旨

令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされた。

また、令和5年12月の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」における「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入する」こととされ、令和9年度の本格実施に向けて、「令和6年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う」こととされた。

これらを踏まえ、本事業における上記「事業申請時のチェックシートの提出」については、以下のとおり実施するものとする。

第2 環境負荷低減チェックシートの提出

- 1 本事業に取り組む第4の1の各取組主体は、環境負荷低減のチェックシートの項目について、事業の実施に当たって留意しなければならない。
- 2 第4の1の各取組主体は、環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを都道府県に提出すること。
また、実績報告の際は、環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックした上で、当該チェックシートを都道府県に提出すること。
- 3 都道府県は、全ての取組主体から環境負荷低減のチェックシートを収集し、地方農政局長に提出すること。
- 4 地方農政局長は、当該チェックシートを経営局長に提出すること。
- 5 環境負荷低減のチェックシートを提出した者から抽出し、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

第3 主な環境関係法令の遵守

第4の1の各取組主体は、環境負荷低減のチェックシート中の「関係法令の遵守」に関し、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

第2 環境負荷低減チェックシートの提出

- 1 本事業に取り組む第4の1の各取組主体は、最低限行うべき環境負荷低減の取組について明らかにした「環境負荷低減のチェックシート」(民間事業者・自治体等向け)の項目について、事業の実施に当たって留意しなければならない。
- 2 第4の1の各取組主体は、事業実施計画書中のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを都道府県に提出する。
- 3 都道府県は、全ての取組主体からチェックシートを収集し、地方農政局長に提出する。
- 4 地方農政局長は、当該チェックシートを経営局長に提出する。
(新設)

第3 主な環境関係法令の遵守

第4の1の各取組主体は、「環境負荷低減のチェックシート」中の「関係法令の遵守」に関し、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

(略)

(別記3 別紙参考様式)

環境負荷低減のチェックシート (民間事業者・自治体等向け)

事業名:	_____
組織名・代表者氏名:	_____
住所:	_____
連絡先:	_____

(略)

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には (該当しない□) にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

(略)

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート (民間事業者・自治体等向け)

取組主体の名称:

(略)

(新設)

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には □ にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。
◆ 上記はひな形であり、各事業によりチェックする取組は異なる場合があるため、各事業の要綱・要領などをご確認ください。

改正後	改正前
<p>(別記4)</p> <p>第1 事業の趣旨 <u>職業としての農業の魅力を広く発信するため、下記の事業を実施する。</u></p> <p>1 <u>大学農学部等の学生等を対象とした講義</u> <u>大学農学部等の学生等の農業関心層に向け、職業としての農業の魅力を伝え、就農意欲を喚起するため、魅力的な経営を行う農業者との直接的・間接的な接点を設ける講義等を実施する。</u></p> <p>2 <u>他産業からの農業参入に向けたプラットフォームの創設</u> <u>新規就農者の誘致に向けた新たな仕組みを整備するため、他産業からの農業参入に向けた官民横断のプラットフォームを創設する。</u></p> <p>第2 事業実施主体</p> <p>1 <u>大学農学部等の学生等を対象とした講義</u> <u>農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）が別に定めた公募要領により公募した者の中から選定されたコンソーシアムとする。コンソーシアムは、以下の全ての要件を満たすこと。</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 <u>他産業からの農業参入に向けたプラットフォームの創設</u> <u>以下の全ての要件を満たす民間法人等であって、経営局長が別</u></p>	<p>(別記4)</p> <p>第1 事業の趣旨 <u>大学農学部の学生等の農業関心層に向け、魅力的な経営を行う農業者との直接的・間接的な接点を設け、職業としての農業の魅力を伝え、就農意欲を喚起する取組を支援する。</u></p> <p>第2 事業実施主体 <u>農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）が別に定めた公募要領により公募した者の中から選定されたコンソーシアムとする。コンソーシアムは、以下の全ての要件を満たすこと。</u></p> <p>(1)～(6) (略) (新設)</p>

に定めた公募要領により公募した者の中から選定された団体とする。

(1) 農業界の現状や課題に関して十分な知見を有すること。

(2) アスリートをはじめとした他産業からの農業分野への参入に関して十分な知見を有すること。

(3) 他産業から農業分野への参入に向けた官民横断のプラットフォームの創設とその運営を行うことができる執行体制が整備されていること。

(4) 1の事業の実施主体と緊密な連携体制が構築できること。

第3 事業の内容

1 大学農学部等の学生等を対象とした講義

事業実施主体は(1)から(3)までの事業を全て行うものとする。

(1)～(3) (略)

2 他産業からの農業参入に向けたプラットフォームの創設

事業実施主体は(1)から(3)までの事業を全て行うものとする。

なお、事業の実施にあたっては、関連する職業としての農業の魅力発信に向けた取組として、1の事業の実施主体と緊密な連携の上、行うものとする。

(1) プラットフォームの創設

農業界、スポーツ界ほか産業界、地方公共団体、就農希望者や新規就農者など、他産業からの農業参入やそのための支援に賛同する者を対象として、農林水産省と連

第3 事業の内容

事業実施主体は(1)から(3)までの事業を全て行うものとする。

(1)～(3) (略)

(新設)

携の下、加入に向けた働きかけ等を行い、官民横断による他産業からの農業参入の促進に向け活動するプラットフォーム（協議会等の形式を想定）を創設する。

(2) プラットフォームの運営

(1) で創設したプラットフォームに関し、以下の業務を行う。

- ① 創設と活動を社会に発信し、加入を促進するためのイベントの実施
- ② 創設と活動を周知し、加入を促進するための広報媒体（リーフレット、PR動画等）の作成
- ③ 他産業からの農業への参入促進に特化した就農事例の紹介やサポート情報の発信

(3) その他、(1) 及び (2) に必要であり、農林水産省と協議の上実施する業務

第5 事業実施計画等

(1) 事業実施計画書の作成及び変更

事業実施主体は、農業の魅力発信支援事業実施計画書（別紙様式第1号-1又は様式第1号-2。以下「事業計画書」という。）を作成し、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。以下「補助金等交付要綱」という。）第4の1の規定による交付申請書に添付するものとする。

また、事業実施主体は、事業の実施において補助金等交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は、変更した

第5 事業実施計画等

(1) 事業実施計画書の作成及び変更

事業実施主体は、農業の魅力発信支援事業実施計画書（別紙様式第1号。以下「事業計画書」という。）を作成し、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。以下「補助金等交付要綱」という。）第4の1の規定による交付申請時に添付するものとする。

また、事業実施主体は、事業の実施において補助金等交付要綱の別表に定める重要な変更を行う場合は、変更した事業計画書を変更交付申請時に添付するものとする。

事業計画書を補助金等交付要綱第10の1の規定による変更交付申請書に添付するものとする。

(2) 実績報告

事業実施主体は、補助事業が完了した日から1箇月が経過した日又は事業終了年度の翌年度の4月末日までのいずれか早い日までに農業の魅力発信支援事業実績報告書（別紙様式第1号-1又は様式第1号-2。以下「実績報告書」という。）を作成し、経営局長に報告するものとする。

第7 事業成果の検証

事業実施主体は、第3の1については、大学農学部等の学生等を対象とした、農業者等による講義等の参加者へのアンケート調査等により、事業参加者の満足度、就農意欲の変化等を、第3の2については、プラットフォームの創設や運営実績とそれに係る加入促進、事業の情報発信等の実績を、それぞれ検証し、その結果を、実績報告書に記載するものとする。

第12 環境負荷低減に向けた取組の実施

事業実施主体は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づく、環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（令和4年農林水産省告示第1412号。以下「基本方針」という。）等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、その具体的な取組内容は別添のとおりとする。

別記4 別表

(2) 実績報告

事業実施主体は、補助事業が完了した日から1か月以内又は事業終了年度の翌年度の4月末日までのいずれか早い期日までに農業の魅力発信支援事業実績報告書（別紙様式第1号。以下「実績報告書」という。）を作成し、経営局長に報告する。

第7 事業成果の検証

事業実施主体は、大学農学部等の学生等を対象とした、農業者等による講義等の参加者へのアンケート調査等により、事業成果の検証を行い、その結果は、第5の（2）の実績報告書に記載する。

第12 環境負荷低減に向けた取組の実施

事業実施主体は、本事業の実施に当たっては、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づく環境負荷低減に取り組むものとし、その具体的な取組内容は別添のとおりとする。

別記4 別表

補助対象経費（別記4に定める事業について）

区分	内容
(略)	(略)
(略)	(略)
謝金	<p>事業を実施するために必要となる専門的知識の提供、資料整理、補助、<u>資料収集等に協力した者</u>に対し支払う、<u>謝礼に要する経費</u></p> <p>謝金の単価については、<u>協力した業務</u>の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定すること。</p> <p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、<u>単価</u>の設定根拠となる資料を申請の際に添付すること。</p> <p>また、事業実施主体又は共同機関に属する者及び<u>臨時に雇用する者等</u>で事業に参画する者に対しては、謝金を支払うことはできない。</p>
技能者給	<p>事業を実施するために必要となる専門的知識、技能を要する<u>業務に従事した者</u>に対し支払う、<u>実働</u>に応じた対価</p> <p>技能者給は、時間単価に、<u>事業に従事した時間数</u>を乗じて算出することとし、<u>事業に直接従事する者に係る基本給、諸手当（超過勤務手当は除く。）、ボーナス及び法定福利費を合わせた年間総支給額を、就業規則等により算出した年間総就労時間で除した額（算定に当たっては、退職給付金引当金に要する経費は除く。）とする。</u></p>

補助対象経費（別記4に定める事業について）

区分	内容
(略)	(略)
(略)	(略)
謝金	<p>事業を実施するために必要となる専門的知識の提供、資料整理、補助、<u>資料収集等の協力者</u>に対する<u>謝礼に要する経費</u></p> <p>謝金の単価については、<u>業務</u>の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定すること。</p> <p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、<u>謝金の単価</u>の設定根拠となる資料を申請の際に添付すること。</p> <p>また、事業実施主体又は共同機関に属する者及び<u>臨時雇用者等</u>事業に参画する者に対しては、謝金を支払うことはできない。</p>
技能者給	<p>事業を実施するために必要となる専門的知識、技能を要する<u>業務</u>に対し支払う<u>実働</u>に応じた対価</p> <p>技能者給は、時間単価に、<u>本事業に従事した時間数</u>を乗じて算出する。</p> <p><u>技能者給の時間単価の算定</u>については、<u>本事業に直接従事する者に係る基本給、諸手当（超過勤務手当は除く。）、ボーナス及び法定福利費を合わせた年間総支給額を、就業規則等により算出した年間総就労時間で除した額（算定に当たっては、退職給付金引当金に要する経費は除く。）とし、設</u></p>

	<p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付すること。</p> <p>事業実施主体又は共同機関は、「作業日誌」等を作成し、当該専門的知識、技能を要する業務に直接従事した者の従業時間と作業内容を証明しなければならない。</p>
賃金	<p>事業を実施するために必要となる資料整理、事務補助、各種調査、資料収集等の業務のために臨時に雇用した者に対して支払う、実働に応じた対価</p> <p>雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」としてではなく、「その他」の区分により申請すること。</p> <p>賃金については、事業の実施により新たに発生する業務について支払の対象とし、当該事業の実施に直接関係のない当該団体の既存の業務に対する支払はできない。</p> <p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、賃金支給規則等を申請の際に添付すること。</p>
(略)	(略)
(略)	(略)
専門員等 設置費	<p>事業を実施するために必要となる企画、運営、各種調査、分析、相談、システム開発等専門技術・知識を要する業務を行うための専門員、コン</p>

	<p>定された単価が妥当であるかを精査するため、単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付すること。</p> <p>なお、事業実施主体又は共同機関は、「作業日誌」等を作成し、当該事業に直接従事した者の従業時間と作業内容を証明しなければならない。</p>
賃金	<p>事業を実施するために必要となる資料整理、事務補助、各種調査、資料収集等の業務のために臨時雇用した者に対して支払う実働に応じた対価</p> <p>雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」としてではなく、「その他」の区分により申請すること。</p> <p>賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務について支払の対象とし、事業実施に直接関係のない既存の業務に対する支払はできない。</p> <p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、賃金支給規則等を申請の際に添付すること。</p>
(略)	(略)
(略)	(略)
専門員等 設置費	<p>事業を実施するために必要となる企画、運営、各種調査、分析、相談、システム開発等専門技術・知識を要する業務を行うための専門員、コン</p>

	<p>サルタント、システムエンジニア等を新たに雇用した場合の経費</p> <p>専門員等設置費の単価については、当該団体内の支給規則等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</p> <p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、上記の支給規則等を申請の際に添付すること。</p> <p>専門員等設置費は、<u>事業の実施により新たに発生する業務について支払の対象とし、当該事業の実施に直接関係のない当該団体の既存の業務に対する支払はできない。</u></p>
(略)	(略)

- (注) 1 補助事業等に直接従事する者の人件費の額の算定方法及び人件費の額の算定根拠となる従事日数等に係る証拠書類の整備等については、上記助成対象経費の欄に掲げる内容のほか、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に示す方法に従うものとする。
- 2 謝金、技能者給、賃金及び専門員等設置費の額については、原則として、申請の際に設定した単価を用いることとし、その後の変更はできないものとする。

(別記4 別紙様式第1号-1)

令和7年度農業の魅力発信支援事業のうち大学農学部等の学生等を対象とした講義に係る計画(実績報告)書

	<p>サルタント、システムエンジニア等を新たに雇用した場合の経費</p> <p>専門員等設置費の単価については、当該団体内の支給規則等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</p> <p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、上記の支給規則等を申請の際に添付すること。</p> <p>専門員等設置費は、<u>本事業の実施により新たに発生する業務について支払の対象とし、事業実施に直接関係のない既存の業務に対する支払はできない。</u></p>
(略)	(略)

- (注) 1 補助事業等に直接従事する者の人件費の算定方法及び人件費の算定根拠となる従事日数等に係る証拠書類の整備等については、上記助成対象経費の欄に掲げる内容のほか、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に示す方法に従うものとする。
- 2 賃金、専門員等設置費、技能者給及び謝金については、原則として、額の確定時に、申請の際に設定した単価の変更はできない。

(別記4 別紙様式第1号)

令和6年度農業の魅力発信支援事業計画(実績報告)書

(略)

1～3 (略)

4 添付資料

(1) 別紙様式第1号-1別添 事業収支予算(実績)書

(2) (略)

(別記4 別紙様式第1号-1別添)

事業収支予算(実績)書

(農業の魅力発信支援事業のうち大学農学部等の学生等を対象とした講義用)

(略)

(注) 1 (略)

2 備考欄(積算基礎等)には、積算内訳を記載し、考え方を記載又は添付してください。

3・4 (略)

(別記4 別紙様式第1号-2)

令和7年度農業の魅力発信支援事業のうち他産業からの農業参入に向けたプラットフォームの創設に係る計画(実績報告)書

番 号
令和 年 月 日

農林水産省経営局長 殿

所在地

法人名・代表者名

新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱(令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知)別記4の第5の

(1)(実績報告書の場合は第5の(2))の規定に基づき、下記

(略)

1～3 (略)

4 添付資料

(1) 別紙様式第1号別添 事業収支予算(実績)書

(2) (略)

(別記4 別紙様式第1号別添)

事業収支予算(実績)書

(農業の魅力発信支援事業用)

(略)

(注) 1 (略)

2 「積算基礎」欄には、積算内訳を記載し、考え方を記載又は添付してください。

3・4 (略)

(新設)

のとおり農業の魅力発信支援事業計画（実績報告）書を提出する。

法人名及び代表者	フリガナ	
	氏名	
	所属部署	
	職名	
	所属先住所等	〒
	〒・住所	
	TEL	
事務局 連絡先	フリガナ	
	氏名	
	所属部署	
	職名	
	所属先住所等	〒
	〒・住所	
	TEL	
会計担当者	フリガナ	
	氏名	
	所属部署	
	職名	
	所属先住所等	〒
	〒・住所	
	TEL	
	FAX	
	メールアドレス	

1 事業実施方針

(注) 以下の「2 事業計画」に記載する取組をどのような方針で実施するのか総合的に記載してください。

2 事業計画 プラットフォームの創設スケジュール

--

3 事業成果の検証

(成果目標)
(検証方法)

(注) 1. 成果目標及び検証方法の詳細については別紙(様式自由)を設けて記載することも可能です。

4 添付資料

(1) 別紙様式第1号-2別添 事業収支予算(実績)書

(2) 別紙参考様式 環境負荷低減のチェックシート

(別記4 別紙様式第1号-2別添)

(新設)

事業収支予算(実績)書

(農業の魅力発信支援事業のうち他産業からの農業参入に向けたプラットフォームの創設に係る用)

経費の配分

(単位:円)

事業内容	事業に要する (要した)経費	負担区分		備考 (積算基礎等)
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	

	(A+B)			
合 計				

- (注) 1 補助事業を実施するために必要な経費（消費税を含む。）のみを計上してください。
 2 「備考欄（積算基礎等）には、積算内訳を記載し、考え方を記載又は添付してください。
 3 必要に応じて単価等の設定根拠となる資料を添付してください。
 4 第三者に事業の一部を委託する場合は、その旨が分かるように記載してください。

(別記4 別紙様式第2号)

農業の魅力発信支援事業に係る個人情報の取扱いについて

第1・2 (略)

第3 同意を得る方法の例

個人情報の取扱いに関して、同意を得る方法として次の方法が考えられる。

- 1 ロールモデルとなる農業者をリスト化する際は、あらかじめ「個人情報の取扱い（別添様式例）」を配付し、個人情報の利用目的を説明の上、同書類に署名をしてもらって回収する。
- 2 (略)

(別紙様式第2号別添様式例)

個人情報の取扱い

(別記4 別紙様式第2号)

農業の魅力発信支援事業に係る個人情報の取扱いについて

第1・2 (略)

第3 同意を得る方法の例

個人情報の取扱いに関して、同意を得る方法として次の方法が考えられる。

- 1 ロールモデルとなる農業者のリスト化する際は、あらかじめ「個人情報の取扱い（別添様式例）」を配付し、個人情報の利用目的を説明の上、同書類に署名をもらって回収する。
- 2 (略)

(別紙様式第2号別添様式例)

個人情報の取扱い

(略)

農業の魅力発信支援事業に係る個人情報の取扱いについて

事業実施主体は、農業の魅力発信支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、関係法令等に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

(略)

(別添)

環境負荷低減に向けた具体的取組内容

第1 取組の趣旨

事業実施主体は、みどりの食料システム法第15条の規定に基づく基本方針等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、最低限行うべき環境負荷低減の取組について定めた「環境負荷低減のチェックシート」（別紙参考様式）に記載の各取組を実施することとする。

(略)

農業の魅力発信支援事業に係る個人情報の取扱いについて

事業実施主体は、農業の魅力発信支援事業の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律57号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

(略)

(別添)

環境負荷低減に向けた具体的取組内容

第1 取組の趣旨

令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略法においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされた。

また、令和5年12月の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」における「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入する」こととされ、令和9年度の本格実施

第2 環境負荷低減のチェックシートの提出

1 本事業に取り組む事業実施主体は、環境負荷低減のチェックシートの項目について、事業の実施に当たって留意しなければならない。

2 事業実施主体は、環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを事業計画書に添付し、提出すること。

また、実績報告の際は、環境負荷低減のチェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックした上で、当該チェックシートを実績報告書に添付すること。

なお、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

第3 主な環境関係法令の遵守

事業実施主体は、環境負荷低減のチェックシート中の「関係法令の遵守」に関し、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

に向けて、「令和6年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う」こととされた。

これらを踏まえ、本事業における上記「事業申請時のチェックシートの提出」については、以下のとおり実施するものとする。

第2 環境負荷低減チェックシートの提出

1 本事業の事業実施主体は、最低限行うべき環境負荷低減の取組について明らかにした「環境負荷低減のチェックシート」(別紙参考様式)の項目について、事業の実施に当たって留意しなければならない。

2 事業実施主体は、事業計画書中のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを経営局長に提出する。

第3 主な環境関係法令の遵守

事業実施主体は、「環境負荷低減のチェックシート」中の「関係法令の遵守」に関し、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

(略)

(別記4 別紙参考様式)

環境負荷低減のチェックシート (民間事業者・自治体等向け)

事業名: _____
 組織名・代表者氏名: _____
 住所: _____
 連絡先: _____

申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
① □	※農産物等の調達を行う場合 (該当しない □) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	□
申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
② □	※農産物等の調達を行う場合 (該当しない □) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討 (再掲)	□
申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
③ □	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	□
④ □	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない (照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等) ように努める	□
⑤ □	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	□
申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥ □	※肥料・飼料等の製造を行う場合 (該当しない □)	□
申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦ □	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	□
⑧ □	資源の再利用を検討	□
申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑨ □	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合 (該当しない □) 生物多様性に配慮した事業実施に努める	□
⑩ □	※特定事業場である場合 (該当しない □) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	□
申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪ □	みどりの食料システム戦略の理解	□
⑫ □	関係法令の遵守	□
⑬ □	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	□

(略)

(別記4 別紙参考様式)

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート (民間事業者・自治体等向け)

(新設)

申請時 (します)	(1) 適正な施肥	(新設)	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	(新設)
① □	※農産物等の調達を行う場合 (該当しない □) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	(新設)	⑦ □	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	(新設)
申請時 (します)	(2) 適正な防除	(新設)	⑧ □	資源の再利用を検討	(新設)
② □	※農産物等の調達を行う場合 (該当しない □) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討 (再掲)	(新設)	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	(新設)
申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	(新設)	⑨ □	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合 (該当しない □) 生物多様性に配慮した事業実施に努める	(新設)
③ □	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	(新設)	⑩ □	※特定事業場である場合 (該当しない □) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	(新設)
④ □	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと (照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等) を検討	(新設)	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	(新設)
⑤ □	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討 (再掲)	(新設)	⑪ □	みどりの食料システム戦略の理解	(新設)
申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	(新設)	⑫ □	関係法令の遵守	(新設)
⑥ □	※肥料・飼料等の製造を行う場合 (該当しない □)	(新設)	⑬ □	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	(新設)

		悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	
⑭	<input type="checkbox"/>	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 機械等の適切な整備と管理に努める	<input type="checkbox"/>
⑮	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には「（該当しない）」にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

		悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	
⑭	<input type="checkbox"/>	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 機械等の適切な整備と管理に努める	(新設) <input type="checkbox"/>
⑮	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める	(新設) <input type="checkbox"/>

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には「」にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

(新設)

附 則（令和 8 年 1 月 23 日付け 7 経営第 1983 号-1）

- 1 この通知は、令和 8 年 1 月 23 日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、改正前に実施しているものについては、なお従前の例によるものとする。ただし、この通知による改正前の新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱の別記 1 の規定に基づき交付を受けている者のうち令和 7 年 4 月 1 日以降に新たに採択された者は、改正後の同要綱の適用を受けるものとする。